

## 令和7年度第2回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日時：令和8年2月16日（月）午後2時～

会場：上越市市民プラザ 第1会議室

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議題

- (1) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況について  
…資料No.1-1  
…資料No.1-2

- (2) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）について  
…資料No.2-1  
…資料No.2-2

- (3) 「人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査」及び「外国籍の人を対象としたアンケート調査」の結果報告（速報版）について  
…資料No.3-1  
…資料No.3-2

### 4 閉会

## 第5次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和7年度実施計画進捗状況について

## 1 事業の実施状況及び目標達成状況

第5次人にやさしいまちづくり推進計画令和7年度実施計画に掲げた91事業の実績見込みについて評価を行った。事業の実施状況については、85事業が計画どおり実施(100%)、3事業が計画をほぼ実施(80%以上)となり、事業実施については、計画どおり各種事業を実施できる見込みである。

また、事業の目標達成状況については、82事業が目標達成(100%)、8事業が目標をほぼ達成(80%以上)できる見込みである。

一方で、1事業が目標を達成することができなかったことから、実施内容や実施に至るまでの過程などを見直し、目標達成に向け取り組む。

基本方針	施策の方向	資料1-2 対応頁	事業数	担当課の評価			
				上段：事業実施 下段：目標達成			
				A	B	C	D
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	1	1 1			
	相談・支援体制の充実	1~2	12	12 12			
2 誰もが学べるまちづくり	自立・共生を目指す学校教育環境の充実	3	3	3 3			
	市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	3	3	2 1	1 2		
3 誰もが働けるまちづくり	雇用機会の創出	4	4	4 4			
	職業能力や人材の育成	4~5	3	3 3			
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	健診・保健指導等の推進	5	6	6 5		1	
	地域医療体制の充実	6	3	3 3			
	高齢者福祉の推進	6~7	10	9 7	1 3		
	障害者福祉の推進	7~8	11	11 11			
	子育て・療育支援の充実	8	3	3 3			

基本方針	施策の方向	資料 1-2 対応頁	事業数	担当課の評価			
				上段：事業実施 下段：目標達成			
				A	B	C	D
5 誰もが互いに 支え合うまちづくり	ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	9	6	5		1	
				5	1		
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災対策や避難支援体制の充実	10	5	5			
				5			
	自主防災活動の推進	10	1	1			
				1			
防犯対策の充実	11	3	3				
			3				
除雪対策の充実	11	4	3		1		
			4				
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	12	1	1			
				1			
	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	12	1	1			
	誰もが暮らしやすい居住環境の整備	12	4	3			1
				3		1	
8 誰もが移動しやすいまちづくり	地域公共交通の利便性の向上	13	4	3	1		
				3	1		
	安全・安心な歩道・道路の整備	13	3	3			
				3			
合 計			91	85	3	2	1
				82	8	1	

※凡例

- 上段・事業実施 A：計画どおりすべて実施（100%） B：計画をほぼ実施（80%以上）  
C：計画を変更し実施 D：計画どおり実施できなかった
- 下段・目標達成 A：目標達成（100%） B：目標はほぼ達成（80%以上）  
C：目標を達成できなかった D：未実施

2 令和7年度計画を変更して行った事業

- ・事業No.61【地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援】（資料No.1-2 9頁）
- ・事業No.78【中山間地域における除雪等要支援者の除雪等の支援】（資料No.1-2 11頁）

3 事業の目標達成状況がC評価（目標を達成できなかった）であった事業

- ・事業No.81【在宅で生活する高齢者の自立を推進するための住宅リフォーム支援】  
（資料No.1-2 12頁）

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度										
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の	予算計上の有無	目標	具体的な取組		計画の実施状況	計画の目標達成状況(事業の成果や効果、目標達成率)	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	担当課
									計画(具体的な取組内容)	計画の実績				
1 誰もが理解し合えるまちづくり	誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します	①人によさしいまちづくりの普及啓発 ②相談・支援体制の充実	1	人によさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動を行うほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・市職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	-	有	・研修受講者が、人によさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れられたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレットや冊子、市ホームページを活用し、人によさしいまちづくり及びユニバーサルデザインの考え方を普及啓発する。	・教職員研修(採用2年目まで)の実施(1回) ・市職員研修(採用3年目)の実施(1回) ・小中学校等におけるユニバーサルデザインに関する出前講座を実施する。 ・市民や企業に対して、普及啓発パンフレットや冊子、市ホームページを活用し、人によさしいまちづくり及びユニバーサルデザインの考え方を普及啓発する。	・教職員(採用2年目まで)対象ユニバーサルデザイン研修 *8月19日実施 65人受講 ・小中学校等におけるユニバーサルデザイン出前講座の実施 *5月15日 北諏訪小学校 12人受講 *9月 8日 中郷小学校 16人受講 *9月11日 八千浦中学校 24人受講 ・市職員(採用3年目)対象ユニバーサルデザイン研修 *11月14日実施 46人受講 ・建築士会上越支部講習会におけるユニバーサルデザイン指針の周知	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・教職員研修では、「ユニバーサルデザインについて再確認する良い機会となった」、「生徒の目線に寄り添った指導方法の一助として役立てていきたい」などの意見が聞かれ、有意義な研修となった。 ・小中学校における出前講座では、総合的な学習の一環として実施し、ユニバーサルデザインの考え方を理解しようとする児童生徒の姿が見られた。 ・市職員研修では、ユニバーサルデザインの視点から、施設管理や市民との接し方について学んでもらうことができた。	多文化共生課
			2	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利を行使できるよう保障するための環境を作ります。	・障害のある人の権利擁護の取組を推進	-	有	・障害者差別解消支援法の趣旨等を市民、事業者、支援者等に周知することで、障害を理由とした差別の解消や障害のある人への合理的配慮の提供が推進されるよう、環境整備を図る。 ・差別事案等の相談・情報提供がしやすい体制を整理することで、事案発生の実態把握を進める。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害者差別解消に資する周知啓発を行う。 ・障害を理由とする差別事案の情報収集を行う。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催(9月30日) ・障害福祉ハンドブックに障害者差別解消法と相談窓口を掲載し、新規手帳所持者等に対し、障害者福祉制度の案内と合わせて説明を行った。 ・新規採用職員研修において、合理的配慮や市の取組について説明を行った。(5月8日) ・障害者週間に合わせて、障害者差別の解消について、広報上越に掲載するほか、市ホームページや市公式SNS、デジタルサイネージを活用し、「共生社会」の実現に向けて広く周知を図った。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催や障害者週間におけるデジタルサイネージ等を活用した各種啓発活動により、合理的配慮に向けた意見交換や障害者差別解消に向けた周知に取り組むことができた。	福祉課
			3	障害児、障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	・福祉課すこやかなくらし支援室及び地域包括支援センターを中心とした相談支援事業の実施	-	有	・障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、適切な相談支援を実施する。	・福祉課すこやかなくらし支援室及び地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて相談支援を行う。 ・地域生活支援拠点や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、障害のある人が必要とする支援につなげる。	・福祉課すこやかなくらし支援室を中心として、地域包括支援センターや地域生活支援拠点等と連携しながら相談を実施した。 ・地域生活支援拠点等が開催する連携会議に参加し、緊急時の対応や地域移行に向けた相談支援に取り組むことができた。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・地域包括支援センターや地域生活支援拠点等と連携しながら相談支援に取り組むことができた。 ・地域生活支援拠点等が開催する連携会議に参加し、緊急時の対応や地域移行に向けた相談支援に取り組むことができた。	福祉課
			4	家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・支援などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	-	有	・関係機関や庁内関係課と連携し、適切な支援・助言等を行うことで様々な状況の相談者が安心して生活を送れる状態にする。 ・配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携し、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや困難な問題を抱えた相談者に対応し、関係機関と連携して、必要な支援を講じる。 *相談員 3人(うち一人は、統括的な業務を担う統括女性相談員) *相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) *日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	・女性相談員を配置し、様々な悩みや困難な問題を抱えた相談者に対応し、関係機関と連携して、必要な支援を講じる。 *相談員 3人(うち1人は統括女性相談員) *相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談のみ19:00まで延長) *日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・相談者への適切な助言・支援を行ったことにより、相談者が安心して生活を送ることができ、DV被害者に対しては安全確保が図られる状態にすることができた。 ・適切な助言・支援を行うために、庁内の関係課や県の女性相談支援センター、児童相談所、警察署などの関係機関と連携・協力したほか、研修等に参加し、女性相談員として必要な知識や資質の向上を図った。	多文化共生課(男女共同参画推進センター)
			5	高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	-	有	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。	・地域包括支援センター職員を対象に、介護予防や権利擁護などに関する研修会を開催する。	・地域包括支援センター職員を対象に、高齢者の相談支援に必要な介護予防や権利擁護等に関する研修会を6月、10月、11月、12月に実施した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・地域包括支援センター職員の対応力の向上を目的とした研修会を開催し、適切な相談対応ができた。	高齢者支援課
			6	外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	-	有	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 *開設:月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 *休み:日曜日・祝日・年末年始、毎月第3水曜日 *言語:木曜日は英語、その他は中国語の相談員が対応するが、その他言語も対応可能	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設した。 *月～金曜日 10:00～17:00 *土曜日 9:00～12:00 *相談件数:280件	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための各種相談に対応し、解決に向けて支援することができた。	多文化共生課
			7	生活に困窮している人が抱える問題に対し、支援を行うための相談体制を整備します。	・生活困窮者相談の実施	-	有	・地域包括支援センターにおいて、生活に困窮する人からの相談に対し、適切な支援・助言等を行うとともに、関係機関や庁内関係課と連携し、困窮からの脱却、早期の自立を支援する。	・地域包括支援センターにおいて、生活に困窮する人に対し相談支援等を行う。 ・相談内容に応じ、生活保護や家計改善等必要な支援につなげる。	・障害・高齢・困窮と生活上の困りごとを地域包括支援センターがワンストップで受け付け、関係機関へつなげる事で相談先がわからないということが無いようにしている。 ・市主催による包括全体会議を月に1回行い、情報を共有する事で包括が孤立することが無いようにしている。 ・今後も今の体制を継続していく予定である。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・地域の福祉総合窓口として相談を受け、適切に関係機関へつなげることで、相談者が困らないようにすることが出来た。 また、定期的な会議の開催や適宜包括からの相談を市が受け、共に解決策や支援方法を検討することで包括への後方支援も行った。	生活支援課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度							担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無	目標	具体的な取組			計画の実施状況	計画の目標達成状況(事業の成果や効果、目標達成率)	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)
									計画(具体的な取組内容)	計画の実績				
			8	子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。	・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応(訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流) ・要保護児童対策地域協議会の運営 ・いじめ問題対策連絡協議会等の運営	-	有	・児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、継続的な見守り支援を通して、保護者に寄り添い、子どもの虐待を未然に防ぐ。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、J A S T (じょうえつあんしんサポートチーム) が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	・上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回開催するとともに、実務者会議を地域単位で定期的開催する。また、個別ケースについて、必要に応じて検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援する。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFMじょうえつ等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの「虐待対応研修」を開催する。 ・市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの「虐待対応研修」を開催する。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、J A S T (じょうえつあんしんサポートチーム) が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。	・年1回の上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議及び地域単位で3~4か月おきに実務者会議を開催した。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、個別のケースを支援した。 ・市民向けの子どもの虐待予防出前講座や保育士向けの虐待対応研修を開催した。 ・教職員向けの虐待対応研修については、濁水対応により実施時期を変更し、12月に開催した。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFMじょうえつで虐待に関する相談窓口の周知を行った。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施した。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催し、上越市のいじめの現状について情報を共有した。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、J A S T (じょうえつあんしんサポートチーム) が関係機関と連携を図り、問題の早期対応・早期解決に努めることができた。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・児童相談所等の関係機関と連携し、各種会議や研修会等を行うことにより、虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、保護者等の不安や負担感等の軽減を図った。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施し、子どもの権利についての知識の普及と意識の啓発を図ることができた。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催し、上越市のいじめの現状について、関係機関と情報を共有し、いじめの未然防止に向けた取組について協議を行った。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、J A S T (上越あんしんサポートチーム) が関係機関と連携を図り、問題の早期対応・早期解決に努めることができた。	こども家庭センター 学校教育課
			9	悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。	・市民相談の実施	-	有	・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 ・木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談を実施する。	・市民相談員:1人 ・相談時間:月~金曜日 8:30~17:15 ・弁護士相談:第1週~第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談:毎週火曜日 午後	・多様な相談に迅速に対応ができるよう情報収集に努めるとともに、庁内関係課を始め、関係機関等との連携体制を維持し、市民からの相談、苦情、要望等に適切に対応した。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談を実施した。 ・オンライン相談については、広報上越8月号で利用の周知を図った。 ・市民相談員:1人 ・相談時間:月~金曜日 8:30~17:15 ・弁護士相談:第1週~第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談:毎週火曜日 午後	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・弁護士、司法書士による無料法律相談を実施するとともに、庁内関係課との連携により、多様な相談に対し適切な窓口を案内して、相談者の不安解消が図られた。	総務課 (市民相談センター)
			10	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。	・消費生活相談の実施	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。 ・木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。	・消費生活相談員:3人 ・相談時間:月~金曜日 8:30~17:15 ・多重債務相談:市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図るとともに、若者や高齢者などへの出前講座を通じ、幅広い世代に対し消費者トラブルによる消費者被害の未然防止が図られる啓発活動等を行い、幅広い世代に対し消費者教育を推進した。 ・オンライン相談については、広報上越8月号で利用の周知を図った。 ・消費生活相談員:3人 ・相談時間:月~金曜日 8:30~17:15 ・多重債務相談:市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・相談に適切に対応するよう、相談に係る最新の参考情報を収集するとともに、出前講座等の啓発活動を通じ、消費者被害防止に取り組み、消費生活における不安解消が図られた。 ・木田庁舎に来庁せずとも自宅に近い総合事務所まで相談が行えるオンライン相談を実施し、市民の利便性向上を図ることができた。	総務課 (消費生活センター)
			11	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるよう学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。 *目標値:生活日本語教室開設:96回	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 ・外国人市民の集住地区に外向き、講座を開催することで、受講しやすい環境を整えるとともに、地域との交流促進につなげる。 *会場:市民プラザ、直江津学びの交流館 頸城地区公民館南川分館	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。 *4教室、年間各22回実施 *テーマを決めて日本語を学ぶテーマ教室 年間8回合計96回 水曜教室(10:00~11:30)22回 木曜教室(18:00~19:30)22回 土曜教室(10:00~11:30)22回 日曜教室(13:30~15:00)22回 テーマ教室 「妊婦さんのための日本語教室」6回 「入園に向けての日本語教室」2回 延べ受講者数:770人	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・受講者ニーズのほか、火災や救急の連絡、防災についての内容やレベルに応じた学習内容を実施することで、効果的な学習環境を提供し、日本語の習得に効果を上げることができた。	多文化共生課
			12	ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組めます。	・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成	-	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮した紙面づくりに取り組む。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・手に取って読んでみようと思ってもらえる表紙づくりのほか、特集記事をはじめとする全てのページについて、読者目線に立った分かりやすい表現を用いると共に、見やすく読み進めやすいレイアウトや配色、フォント選びなどを心がけたことにより、市民に様々な市政情報を分かりやすく伝えることができた。	広報対話課
			13	広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語) ・市勢要覧の翻訳資料発行(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))	-	有	・市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることが出来る環境を整える。	・市ホームページに翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語)を引き続き配置する。 ・市ホームページを通じた情報入手の利便性向上のため、より一層分かりやすい表記や画面構成に取り組む。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。	・市ホームページに翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語)を引き続き配置した。 ・市ホームページを通じた情報入手の利便性向上のため、より一層分かりやすい表記や画面構成に取り組んだ。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・多言語対応情報発信ツールを活用することにより、広報上越を多言語で発信することができた。	広報対話課 多文化共生課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度										
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取 向組 性の	予 算計 上の 有無	目標	具体的な取組		計画の実施状況	計画の目標達成状況 (事業の成果や効果、 目標達成率)	評価 (目標達成の理由、未達成の要因 等、実施状況や目標達成状況から事 業の評価を記載)	担当課
									計画 (具体的な取組内容)	計画の実績				
2 誰もが学べるまちづくり	誰もが個々の力を発揮できるように学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	14	特別なニーズのある児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	・就学アドバイザーによる年中児訪問(全園) ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援	-	有	・就学アドバイザーによる園訪問により、全ての園で就学相談が必要な幼児を適切に把握し、就学相談が円滑に進むようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活について共通理解し、受入体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員の配置などによって、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実し、安心して学校生活が送れることができるよう取り組む。 ・適切な就学相談の実施や特別支援教育の充実を図る。	・就学アドバイザーによる園訪問(全園)を実施し、支援が必要な幼児が就学相談に繋がるように園に助言する。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で、校内の特別支援教育体制の構築を働きかける。 ・教育補助員などを配置し、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行う。 ・切れ目のない支援が継続できるよう、保護者に相談支援ファイルである「わたしのきろくファイル」を確実に配付する。	・年長児を対象とした園訪問(申し出のあった3園のみ)を実施し、支援が必要な幼児が就学相談に繋がるように園に助言した。今後は、令和7年10月から令和8年2月まで就学アドバイザーによる年中児を対象とした園訪問(全園)を行った。 ・切れ目のない支援が継続できるよう、保護者に相談支援ファイルである「わたしのきろくファイル」を確実に配付した。(特別支援学級や通級指導教室に入級した児童生徒の保護者に対して、4月に1回配布、9月に1回配布した。) ・巡回相談員による相談は、全1,868回実施した。 ・資質向上のため、教育補助員、介護員、学校看護師向け研修会を4月と6月に実施した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・就学アドバイザーが年中児を対象とした園訪問(全園)を行うことで、支援が必要な幼児が就学相談に確実に繋がることできた。 ・保護者に相談支援ファイル「わたしのきろくファイル」を確実に配付したことにより、保護者と学校や福祉機関との情報の引きがスムーズに行われた。 ・巡回相談員を言語障害相談班、難聴相談班、発達障害相談班、特別支援学校相談班、新1年生相談班に分け、相談内容に応じてより専門性を発揮したことにより、適切な助言に基づく小中学校の校内支援体制が強化された。 ・学校事情に応じた配置や2回の研修などにより、児童生徒に必要な支援を教育補助員、介護員、学校看護師により行うことができた。	学校教育課
			15	家庭の経済的負担を軽減するため、児童生徒の就学にかかる費用を補助します。	・児童生徒の学用品の購入費、給食費等の援助	-	有	・経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。 *周知方法:全児童生徒の保護者に年3回制度案内を行う。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。	・援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。 *周知方法:全児童生徒の保護者に年3回制度案内を行う。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。	・全児童生徒の保護者に制度案内を4月に配布するとともに、2学期、3学期の開始時期に保護者宛て一斉連絡メールで周知した。また、広報上越(4月号)及び市ホームページへの制度案内の掲載を行った。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・制度の周知徹底により、経済的事由から就学困難と認められる児童生徒の保護者に学用品や給食費等の援助を行い、経済的負担を軽減することができた。	学校教育課
			16	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	・奨学金の貸付	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金を貸付することにより、そうした学生の修学が実現するよう取り組む。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金制度の周知を徹底するとともに、奨学生の募集を行う。 *周知及び募集回数:2回(予約募集、在学募集) *募集方法:広報上越及び市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して、奨学金制度の周知を徹底するとともに、奨学生の募集を行った。 *周知及び募集回数:2回(在学募集(及び募集期間の延長)、予約募集) *広報上越及び市ホームページへ募集案内を掲載するとともに、市内の高校、大学等、合計70施設宛に募集要項を送付した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・制度の周知徹底により、経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行い、経済的負担を軽減することができた。	学校教育課
		②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	17	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来をひらく人づくり」「人をはぐくむ家庭環境づくり」「地域や社会の課題を踏まえた地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の実施	-	有	・全ての地区公民館で、各種講座を開催することにより、生涯にわたって学び続けることができるよう多様な学習活動の推進を図る。	・全ての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来をひらく人づくりに向けた事業を実施する。	・学びのきっかけづくり 計80事業を予定し、64事業実施をした。 ・未来をひらく人づくり 計64事業を予定し、52事業実施をした。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・公民館において多様な事業を実施することにより、市民の学びの意欲や関心を高め、仲間づくりを推進することができた。	社会教育課
		18	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	・録音図書(カセット、CD、デジター図書)や点字図書の貸出 ・デジター図書の作製 ・対面朗読サービス	-	有	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供するなどで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 *目標:活字による読書が困難な人を対象とした録音図書の体験会を開催し、録音図書貸出サービスの周知を図る。 体験会の開催回数:年4回以上	・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50タイトル程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・体験会の開催回数を増やして録音図書貸出サービスを周知することで、利用促進を図る。	【実施済】 ・録音図書作製 33タイトル作製 ・録音図書体験会 7月19日(土)、9月6日(土)、10月4日(土)、11月5日(水)開催 4回の合計:参加者56人、うち新規登録者2人 【今後の予定】 ・録音図書作製 17タイトル作製	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・録音図書を継続的に利用するための登録まで至る人は少なかったが、体験会の開催により、多くの方に録音図書を知ってもらう機会にすることができた。 ・今後はほかの施設やイベントで体験会を開催するなど、より多くの方に周知できるよう計画し、利用促進につなげていく。	社会教育課 (高田図書館)	
		19	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	-	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・上越市スポーツ協会や上越SCネット(総合型地域スポーツクラブネットワーク)を始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。	・市内で開催する各スポーツ教室や大会を市広報・ホームページを使用して情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための会議や研修会を開催する。 ・地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。 ・上越市スポーツ協会や上越SCネット(総合型地域スポーツクラブネットワーク)、障害者団体(身体障害者連絡協議会)などが行うスポーツ活動を支援するほか、安全で快適にスポーツができる環境整備に取り組む。	・市内で開催するスポーツ教室や大会を広報上越・市ホームページ等を通じて市民へ情報提供した。 ・上越SCネット(総合型地域スポーツクラブネットワーク)の総会や会議に出席し、活動状況の情報共有を図った。 ・スポーツ教室や健康教室にスポーツ推進委員を派遣した。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための研修会を開催(予定)。	A:計画どおりすべて実施	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・各スポーツ教室や大会等の情報について、時期を逸することなく、市民に対し情報提供ができた。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための研修会を2月1日(日)に開催した。 ・スポーツ教室や健康教室にスポーツ推進委員を派遣し、市民の健康づくりや体力づくり、生きがいづくりに寄与することができた。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブなどが行う行事等へ生涯スポーツ指導員やスポーツ推進員が参画し生涯スポーツの理解醸成や普及促進を行うことができた。	スポーツ推進課 福祉課	

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度											
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無	目標	具体的な取組		計画の実施状況	計画の目標達成状況(事業の成果や効果、目標達成率)	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	担当課	
									計画(具体的な取組内容)	計画の実績					
3 誰もが働けるまちづくり	誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	20	市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・就労促進家賃補助金の交付 ・求人・求職トータルサポート事業の実施	-	有	・市内企業等への就労促進に向け、学生等への企業を知る機会の提供や求職者と企業をつなぐポータルサイトの運営のほか、就労初期の経済的負担の軽減を図る。	・高校生を対象とした市内企業見学会の実施 ・就職ガイダンス等の開催 ・インターンシップ受入促進事業助成金の交付 ・就労促進家賃補助金の交付 ・「上越妙高求人求職ポータル」の利用促進	・高校生企業見学ツアーを9校で実施した。 ・上越公共職業安定所と関係機関の共催で、高校生応募前企業説明会を開催した。(7月9日、10日) ・インターンシップ受入促進事業助成金を4社に交付した。 ・就労促進家賃補助金を新規で31人に交付した。 ・「上越妙高 求人求職ポータル」の利用促進を図るため、広報上越や公式SNSでの発信、公共施設や駅構内でのポスター掲示、YouTube広告やデジタルサイネージの活用など、周知啓発を進めた。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・高校生を対象とした企業見学ツアーや応募前企業説明会を開催したほか、インターンシップで学生の受入を行った企業に対する助成金の交付や市内に転入し就労した人への就労促進家賃補助金の交付などにより、市内中小企業等への就労促進を図ることができた。 ・「上越妙高 求人求職ポータル」の周知啓発に取り組み、求職者と企業とのマッチングを支援することができた。	産業政策課
				21	障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	-	有	・障害のある人の雇用環境の向上を図るため、事業者への意識啓発や障害のある人を対象とした採用機会を設ける。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会の開催 ・障害者雇用啓発チラシの作成・配布 ・障害者多数雇用事業者への優遇措置の実施	・上越公共職業安定所と連携し、9月25日に障がい者合同就職面接会を開催した。 ・障害者雇用啓発チラシを作成し、商工会議所及び商工会連絡協議会を通じて、各会員事業所へ配布したほか、市ホームページで周知した。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置により、登録事業者の優先指名を行った。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・障害者合同就職面接会の開催や啓発チラシの作成・配布のほか、障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施により、障害のある人の雇用促進及び就労の安定を図ることができた。	産業政策課
				22	就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援	-	有	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 ・就労前の支援にあつては、在宅で生活している障害のある人から就労意欲を持ってもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し次このことを実施する。 ①就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等) ②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等) ③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等) ④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等) ⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、障害のある人の就労や職場定着に向けた相談・支援や就労先、実習先の開拓に資する取組を行った。(一般就労者数:18人)	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・障害のある人の意向を踏まえた就労や職場定着の支援を行うことで、適切な訓練、実習や、一般就労につなげることができた。	福祉課
				23	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の実施 ・周知チラシの配布による意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの開催	-	有	・個々の従業員の価値観や生き方を尊重した働き方を事業者に働きかけるため、情報提供や意識啓発を行うとともに、その導入に必要な経費が生じる場合の負担軽減を行う。	・ワーク・ライフ・バランス啓発チラシの作成・配布、市ホームページへの掲載 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の交付 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の交付 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの開催	・ワーク・ライフ・バランス認定制度に関する補助制度チラシを作成し、事業所が集まる説明会の場で配布した。(5月16日新規学卒予定者対象求人申込説明会) ・市ホームページでワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する支援制度を紹介するとともに、広報上越11月号にワーク・ライフ・バランスに関する特集記事を掲載した。 ・ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む事業所を紹介するインタビュー動画を市ホームページに掲載した。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金及び認定費補助金は申請がなかったものの、市内企業6社が新たに国の認定を取得した。 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナー「働く人々の健康支援セミナー～先進事例から学ぶ健康経営～」を開催(7月3日)するとともに、6月と12月に発行した情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」にワーク・ライフ・バランス推進に関する情報を掲載した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・ワーク・ライフ・バランスに関するチラシの作成・配布、企業の取組を紹介する動画制作・掲載、広報上越等による情報発信を行い、広く意識啓発を図ったことにより、新たに国の認定を取得した企業が増えるなど、市内企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進することができた。 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを講座を開催し、事業者等に対して、労働者の健康や、それを企業経営にいかすことについての意識啓発を図ることができた。 ・ワーク・ライフ・バランス推進に関する情報を掲載した情報紙の発行により、広く意識啓発を図ることができた。	産業政策課 多文化共生課 (男女共同参画推進センター)
				24	ひとり親家庭の就労及び生活の安定を図る支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成 ・ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費の取決めにかかる費用などを助成	-	有	・安定した就労や生活の安定につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金) ・養育費の取決めにかかる費用などを助成(養育費取決め支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	○母子・父子自立支援員による就労支援を実施 就労相談、履歴書の書き方、ハローワークへの付き添い等を実施。 ○資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金) 【1月末現在】 ・自立支援教育訓練給付金 支払済 1件 53千円 受講修了 2件 ・高等職業訓練促進給付金 6件 5,492千円 ・養育費取決め支援給付金 27件 1,607千円 ・引き続き、各種手当や医療費助成の申請時に制度の周知を行い、必要とする人が漏れなく制度を利用できるよう支援を継続する。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・制度の周知徹底により、当初予算を上回る申請数になった。資格取得の促進や養育費取決めの確保の促進を行うことで、ひとり親家庭の自立の促進を図った。	子ども家庭センター
25	障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者資格取得支援補助金の交付	-	有	・障害のある人が就労する機会を得られるようにするため、事業者による採用機会を設けるとともに、就職する上で役立つ資格取得を行いやすくする。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会の開催 ・障害者資格取得支援補助金の交付	・上越公共職業安定所と連携し、9月25日に障がい者合同就職面接会を開催した。 ・障害者資格取得支援補助金を11人に交付した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・障害者合同就職面接会の開催や障害のある人の資格取得に係る費用の一部を補助することにより、障害のある人の就労促進を図った。	産業政策課				

第5次人によさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度											
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無	目標	具体的な取組		計画の実施状況	計画の目標達成状況(事業の成果や効果、目標達成率)	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	担当課	
									計画(具体的な取組内容)	計画の実績					
				26	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	-	有	・男女共同参画推進センター講座等の開催や、センターで実施する各種啓発事業、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲出・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性が再就職しやすい環境を整えるため、再就職に向けた意識啓発や情報提供の場を設ける。	・女性の能力発揮支援に関する講座を開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲出、登録女性団体等への提供を行う。 ・関係機関と連携した女性のための再就職支援セミナーの開催	・女性の能力発揮支援に関する男女共同参画推進センター講座を開催するとともに、関係機関が開催する各種研修会等の情報について、男女共同参画推進センターへの掲出や登録団体等への提供を行った。 【講座】 ○主催講座 ・7月3日「働く人々の健康支援セミナー～先進事例から学ぶ健康経営～」 ・8月2日「自分らしい未来を描こう！『なぜ地方女子は東大を目指さないのか』」 ・9月27日「地域の意思決定に女性の声を～地域協議会委員と考える女性参画のカタチ～」 ・11月11日「育休復帰を控えるママパパ必見！家事手放し講座」 ・11月15日「地域社会における女性の活躍と参画～活躍する女性たちから学ぶ地域における女性参画のヒント～」 ○男女共同参画出前講座「女性活躍」8月30日、1月8日 ○県主催・市共催講座：6月25日「すべての人にとってほしい 女性の健康支援～働く女性の本音が教えてくれたこと～」 ・上越公共職業安定所と連携し、10月10日にマザーズ再就職セミナーを開催した。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・女性の能力発揮支援に係る講座の開催や情報提供を行い、市民に対して女性活躍の推進についての意識啓発を図ることができた。 ・マザーズ再就職セミナーを開催し、再就職に向けた意識啓発や情報提供を行うことで、女性の再就職を支援することができた。	多文化共生課 (男女共同参画推進センター) 産業政策課
4	誰もが健康に暮らせるまちづくり	(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	27	安心して妊娠・出産を迎える支援をするとともに、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導 ・産婦健康診査 ・産後ケア事業	-	有	・全ての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の受診率98.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。 ・産婦健康診において、産後うつ病のスクリーニングを行い、支援が必要な産婦を把握する。 ・支援を要する産婦がセルフケアができるよう産後ケア事業につなげる。	・妊婦一般健康診査費公費負担（14回を超えた場合は基本的な健診のみ助成）を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問及び低体重児等への訪問指導を実施する。 ・産婦健康診査の実施と支援を必要とする産婦への産後ケア事業を実施する。 ・低所得妊婦に対する初回産科受診料の公費負担及び新生児聴覚検査初回検査費用の公費負担を行う。 ・母子健康手帳アプリ「母子モ」の機能拡充、子育て支援AIチャットポットサービスの運用を行う。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回を超えた場合は基本的な健診のみ助成)と産婦健康診査(1回)の公費負担を実施。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を実施。 ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業の実施。 ・支援を必要とする産婦への産後ケア事業の実施。 ・低所得妊婦に対する初回産科受診料の公費負担及び新生児聴覚検査初回検査費用の公費負担の実施。 ・母子健康手帳アプリ「母子モ」による母子手帳交付や乳幼児健康診査の日程予約等の機能拡充、AIチャットポットサービスの運用。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・妊婦一般健康診査及び産婦健康診査の公費負担を実施し、適切な時期に受診するよう妊婦及び産婦への周知を行い、受診につなげた。 ・乳幼児健康診査は、未受診者に対して電話や家庭訪問等による受診勧奨を行い、目標を達成する見込みである。 ・産婦、新生児訪問については、長期入院や長期里帰り等により訪問できない家庭以外は助産師等による訪問を実施したことで、目標をほぼ達成できる見込みである。 ・支援を必要とする産婦に対し、授乳や沐浴などセルフケアができるよう産後ケア事業等の支援につなげた。 ・低所得の妊婦に対し初回産科受診助成を実施し速やかな受診へつながった。 ・新生児聴覚検査公費負担を実施することで検査へつながった。	子ども家庭センター
				28	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	-	有	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子健康手帳アプリ「母子モ」のお知らせ機能により、引き続き接種勧奨に努める。	・以下の個別通知（勧奨）を実施 R7.5月 HPVワクチン（定期） R7.6月 日本脳炎2期（定期） R7.7月 麻しん風しん2期（定期）二種混合（定期） R7.9月 HPVワクチン（キャッチアップ経過措置） R7.12月 麻しん風しん2期（定期・特例）、日本脳炎2期（定期・特例）、二種混合（定期）、HPVワクチン（キャッチアップ経過措置）	A：計画どおりすべて実施	B：目標はほぼ達成（80%以上）	子どもの予防接種に関し、定期接種の対象者や特例措置の対象者へ接種勧奨を実施した。 ※令和7年度の予防接種率はR8.4月中に集計完了となる見込み	子ども家庭センター
				29	幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組みます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布（フッ素塗布）	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・むし歯、歯肉炎の発症予防 ・3歳児のむし歯有病率を現状(R6 3.6%)より減少させる。 ・5歳児のむし歯有病率を20%以下を維持する。	・歯科健診、保健指導、ブラッシング等の健康教育を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布（希望者）の実施。 ・歯と口の健康週間事業（お口の健康フェスタ）を実施し、歯の衛生に関する周知・啓発を行う。	・歯科健診、保健指導、ブラッシング等の健康教育を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発。 ・フッ化物歯面塗布（希望者）の実施。 ・歯と口の健康週間事業（お口の健康フェスタ）の実施、歯の衛生に関する周知・啓発。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・イラストを用いたブラッシング指導により、保護者の適切なブラッシングの理解につなげた。 ・1歳児健診から3歳児健診まで半年ごとの歯科健診及び相談、健康教育、フッ化物歯面塗布（希望者）を実施することで3歳児、5歳児のむし歯有病率の目標を達成した。 ・歯と口の健康週間事業（お口の健康フェスタ）を実施し、歯の衛生に関する周知・啓発を行った。	子ども家庭センター 健康づくり推進課
				30	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。（年100回以上）	・離乳食相談、保育園における健康学習を実施する。	・離乳食相談会、保育園における健康学習の実施。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・離乳食相談会や保育園における生活習慣確立のための健康学習を繰り返し実施していることで、保護者の理解につながった。 ・健康学習の開催については、目標回数を達成する見込みである。	子ども家庭センター
				31	障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	-	有	・障害のある人を対象とした健（検）診を実施する。 ・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健康審査等について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応する。	・健康診査を年2回実施する。 ・健康診査受診にあたり、送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応する。	・障害のある人の健（検）診の実施。（8/27、10/27） ・健康診査受診にあたり、送迎、介助、車いすによる対応の実施。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について周知を実施。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応を実施。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査カレンダーやホームページによる受診勧奨により健診の周知を実施した。 ・健診受診者に対して送迎、介助、車いすによる対応による健康診査を実施し、障害のある人の健診受診につなげた。	健康づくり推進課
32	後期高齢者の健康増進や重症化予防のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。	-	有	・令和6年度に健（検）診を受けた人へ日時・会場を指定した個別通知や過去に健（検）診を受けた人に対する受診勧奨の通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	・健康診査カレンダーで健診の周知 ・令和6年度に健（検）診を受けた人への日時・会場指定による個別通知の発送、過去3年間に健（検）診を受診した人に受診勧奨通知により受診を促す。 ・健康診査、各種がん検診の実施	・健康診査カレンダーで健診の周知を実施。 ・令和6年度に健（検）診を受けた人への日時・会場指定による個別通知の発送及び過去3年間に健（検）診を受診した人に受診勧奨を実施。 ・健康診査、各種がん検診の実施。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査カレンダーで健診について周知を行い、令和6年度に健（検）診を受診した人に対し日時・会場を指定した個別通知を実施し健康診査や各種がん検診の受診につなげた。	健康づくり推進課				

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度							担当課				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無	目標	具体的な取組			計画の実施状況	計画の目標達成状況(事業の成果や効果、目標達成率)	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	
									計画(具体的な取組内容)	計画の実績					
		(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	33	平日夜間や休日などにおける急患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じて休日・夜間診療所の開設	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供する。(診療所開設日数：365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供。	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成(100%)	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供できた。	地域医療推進課
				34	中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設	-	有	・各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。(診療所開設数：8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援した。(診療所開設数：8施設)	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成(100%)	・診療所8施設を開設し、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援できた。	地域医療推進課
				35	市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	・中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 ・吉川区川谷地区における地域バスの定期運行	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行する。(運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行。	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行。(運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成(100%)	・通院支援のための車両を継続して運行し、無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減した。 *運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金	地域医療推進課
		(3)誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	①高齢者福祉の推進	36	要介護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	-	有	・高齢者等を訪問し、地域包括支援センターについて情報発信するとともに、地域の課題やニーズを把握し、必要に応じて支援につなげる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の対応力の向上を図る。	・高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行う。 ・地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催する。	・年間を通じて、高齢者の相談対応し、必要なサービスや支援機関につないだ。 ・10月以降、介護サービス等の利用がない75歳以上の方を対象とした健康とくらしの調査を実施し、調査結果から地域包括支援センターの訪問や必要な支援を行った。 ・地域包括支援センター職員を対象とした研修会を6月、10月、11月、12月に開催した。	A：計画どおりすべて実施	B：目標はほぼ達成(80%以上)	・健康とくらしの調査から、相談を希望する方や未返信の方を把握し、地域包括支援センターが家庭訪問し、必要な支援を行った。 ・相談窓口となる支援者に対し、研修等で情報共有や啓発を行い、必要な関係者で連携した相談対応や支援ができた。	高齢者支援課
				37	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	-	有	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検証を行う。	・第9期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	・第9期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	A：計画どおりすべて実施	B：目標はほぼ達成(80%以上)	・ほぼ計画どおり、必要な介護保険サービスの給付を行うことができた。	高齢者支援課
				38	すこやかサロンを始めた地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施 1,344回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,471回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施(3地域自治区)	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施 1,380回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,206回 ・身体機能評価の実施 年1回(9月～12月に実施) ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた検討の実施(3地域自治区)	B：計画をほぼ実施(80%以上)	B：目標はほぼ達成(80%以上)	・介護予防教室、サロン、身体機能評価について、ほぼ計画どおり実施することができた。 ・住民組織化が図られていない3地域自治区に関する検討を実施できた。	高齢者支援課
				39	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援します。	・高齢者への配食サービスの提供	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。 *登録者数 454人 *配食数 79,427食	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成(100%)	・アセスメントの実施により、利用者に応じた適切なサービスを提供できた。	高齢者支援課
				40	高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにしようほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・公共施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。	-	有	・公の施設の使用料を半額程度に減免することによって、家に閉じこもりがちな高齢者の外出のきっかけを作り、生きがいのある充実した生活を送る手助けをする。 ・協賛事業所の利用者を増加させるために、周知を引き続き行う。 ・協賛事業所の店舗数拡大に向けて、ホームページや広報上越で周知を随時募集を行う。	・ホームページ、広報上越で周知を行い、各種イベント等で対象施設の一覧を配布する。	・シニアパスポート利用対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供した。 ・令和8年4月発行の広報上越にシニアパスポートの制度や利用施設について、周知を行う予定。 ・利用施設の一覧をシニアスポーツ大会で参加者に配布し、周知を行った。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成(100%)	・高齢者に温浴施設等の利用を通じて外出を促すことにより、閉じこもりを予防し、生きがいのある充実した生活に寄与できた。	高齢者支援課
				41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	-	有	・各種大会やシニア作品展を開催し、高齢者の生きがいづくりにつなげる。	・各種大会を老人クラブ連合会などの関係機関と連携しながら開催し、より多くの交流を図る。 ・シニア作品展において、高齢者の趣味活動の成果を多くの人に見てもらうことで、創作意欲の向上や創作活動の活性化につなげる。	○シニアスポーツ大会は9地区開催済み、1地区開催予定。 ・開催済み…合併前、安塚区、大島区、牧区、柿崎区、大浜区、頸城区、中郷区、名立区 ・開催予定…清里区(3月1日開催予定) ○シニアゲートボール大会は6地区開催済み ・開催済み…合併前、大島区、牧区、頸城区、清里区、三和区 ○シニア作品展は10月16日(木)～19日(日)に開催済み。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成(100%)	・シニアスポーツ大会やシニアゲートボール大会を開催し、高齢者の活動の場や交流の場を提供することができた。	高齢者支援課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度							担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取 向組 性の 有 無	予 算 計 上 の 有 無	目標	具体的な取組			計画の実施状況	計画の目標達成状況 (事業の成果や効果、 目標達成率)	評価 (目標達成の理由、未達成の要因 等、実施状況や目標達成状況から事 業の評価を記載)
									計画 (具体的な取組内容)	計画の実績				
			42	活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施した。 *上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・シルバー人材センターへの支援を通じて、高齢者に就業を通じて生きがいの場を提供できた。	高齢者支援課
			43	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	・老人クラブへの補助金の交付	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 : 単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 8,790千円 老人クラブ連合会未加入クラブ 交付額 1,248千円 : 老人クラブ連合会への補助金 交付額 3,772千円(活動費) 交付額 200千円(事務費)	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う高齢者同士の交流や友愛活動にかかる活動費の一部を補助し、高齢者の生きがいと健康づくりの増進につなげることができた。	高齢者支援課
			44	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場を提供します。	・市民いこいの家における展示コーナーの設置	-	有	・展示コーナーを設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。	・広報上越及び市ホームページでの作品展示及び展示作品募集を行い、広く周知した。  ・展示会場は、市民いこいの家、福祉交流プラザ、雁木通りプラザの3箇所。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・高齢者等の趣味活動や創作活動を奨励し、高齢者の生きがいづくりにつなげることができた。	高齢者支援課
			45	行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	-	有	・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。	・行政情報番組「広報Jステーション」において市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、交通事故防止に係る注意喚起や各区の市民による自身の活動紹介等を発信する。	・行政情報番組「広報Jステーション」において市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、交通事故防止に係る注意喚起や各区の市民による自身の活動紹介等の様々な情報を発信した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・行政情報番組「広報Jステーション」において、時期を逸することなく、市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、交通事故防止に係る注意喚起や各区の市民による自身の活動紹介等を発信することにより、市民へのタイムリーな情報提供を行うことができた。	広報対話課
		②障害者福祉の推進	46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	-	有	・上越市障害者自立支援協議会の開催を通じて、障害福祉に関する地域課題の解決に向けた協議を行うとともに、効果的な支援策を検討する。	・上越市自立支援協議会全体会、運営会議、専門部会、当事者部会を開催し、令和6年度に行った「現状の把握」や「課題の抽出」を踏まえるとともに、令和8年度に検討を行う次期障害関係計画を見据え、「施策の実行」や「検証」を行う。	・上越市障害者自立支援協議会を開催した。 (全体会 第1回:8月8日、第2回:2月24日)	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・各専門部会や当事者部会から提案された地域課題の解決に向けた取組に対する意見交換が行われたとともに、次期計画策定に向けた実態調査について検討することができた。	福祉課
			47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。  ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、障害福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・福祉課窓口での相談や、関係機関(相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等)と連携し、障害のある人の生活支援を行う。	・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所が当事者の状態や必要な支援などの情報を踏まえて連携しながら、障害福祉サービスを必要とする人に対し、適切に障害福祉サービスの利用につなげる。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・福祉サービスを必要とする人へ適切に障害福祉サービスを給付することにより、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図ることができた。	福祉課
			48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	医療費の助成や手当を給付する。 ・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療費(更生医療) ・自立支援医療費(育成医療) ・精神障害者入院医療費助成 ・特別障害者手当の支給 手当額…月額28,840円 ・障害児福祉手当の支給 手当額…月額15,690円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 助成額…1口目掛金の1/3	医療費の助成や手当を給付した。 ・重度心身障害者医療費助成 415,868千円 ・自立支援医療費(更生医療) 92,450千円 ・自立支援医療費(育成医療) 2,020千円 ・精神障害者入院医療費助成 8,375千円 ・特別障害者手当の支給 99,693千円 ・障害児福祉手当の支給 19,300千円 ・在宅介護手当の支給 16,290千円 手当額…月額5,000円 ・在宅介助手当の支給 743千円 手当額…月額20,000円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 806千円 助成額…1口目掛金の1/3	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・医療費の助成や手当を給付し、障害のある人の経済的負担を軽減した。	福祉課
			49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	-	有	・保育園等において、特別な配慮が必要な子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れた。 R8.3月末現在 420人	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・公立・私立の保育園等での提供体制を整えるとともに加配職員の配置を行い、障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、特別な配慮が必要な子どもを受け入れることができた。	幼児保育課
			50	子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの通所による個別支援等を行い、子どもの健全な育ちを支援します。	・子どもの発達、発達に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す通所による個別支援等を実施 ・地域での子どもの育ちを支援するため、保育園等への後方支援を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施	-	有	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施し、子どもの健全な育ちを支援する。 ・配慮が必要な子どもの育ちを支援するため、保育園等との連携を強化する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施する。  ・センターを利用する児童が在籍する保育園等への訪問について、回数を見直し実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、支援が必要な児童に対し、通所による個別支援等を提供した。 ・国事業である児童発達支援の利用要件を緩和し、必要な児童が地域の民間サービスを選択できるようにした。 ・園訪問事業の充実を図ることで、日常生活場面での育ちを保育園等とともに支援した。 ・事故やけがのない一時保育を実施した。 ・一時保育の利用が減少している状況を踏まえ、利用対象児童の見直しを検討した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・一人一人の発達状況や特性に応じた発達相談に対応するとともに、支援が必要な児童に対し、民間事業所と連携し、児童発達支援等を提供した。 ・園訪問の機会を増やすことで、保育園等への後方支援の強化を図った。 ・事故やけがのない一時保育を行い、保護者の負担軽減を図った。 ・一時保育事業の対象児童の見直しを進め、次年度から低年齢の医療的ケア児に特化した一時預かりに向けた道筋をつけた。	幼児保育課 とも発達支援センター
			51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給した。 日常生活用具 4,434件 補装具 448件	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・障害のある人に、必要とする日常生活用具を給付し、また補装具の購入・修理費用を支給したことで、障害のある人の生活環境の改善を図った。	福祉課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度							担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取 向組 性の 有無	予 算計 上 の 有 無	目標	具体的な取組			計画の実施状況	計画の目標達成状況 (事業の成果や効果、 目標達成率)	評価 (目標達成の理由、未達成の要因 等、実施状況や目標達成状況から事 業の評価を記載)
									計画 (具体的な取組内容)	計画の実績				
			52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしようほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	-	無	・市ホームページで該当施設を案内するほか、割引対象施設に割引がある旨の掲示を行うなどの方法により、周知や徹底を図る。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を50%減免する。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の負担を軽減した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・障害者手帳所持者及びその介助者の公共施設の利用料金を軽減することにより、外出や社会参加の機会を増やし生きがいのある充実した生活ができるよう支援することができた。	福祉課
			53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	-	有	・手帳交付時に制度の説明を行うほか、広報上越や市ホームページへの掲載など、周知徹底を図る。	【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する。 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用料金等助成 ・タクシー利用券の交付…1人あたり 24,000円 ・燃料券の交付…1人あたり19,000円 ・燃料費助成…1人あたり19,000円 ・タクシー券と路線バス利用券の交付…1人あたりタクシー券12,000円、路線バス利用券12,000円 ※10月1日以降の申請者に係る助成額は1/2とする 【運転免許取得費の助成】 助成額：免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額：10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額：改造費用(60万円を超える場合は60万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号(大型バス) ふれあい号(大型バス) フレンド号(小型バス)	【福祉有償運送】 ・更新団体が無いことから協議会の開催予定なし。 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券、タクシー券と路線バス利用券、燃料券を交付、燃料費を助成した。 タクシー利用券 1,732人 タクシー券と路線バス利用券 71人 燃料券 2,561人 燃料費 1,007人 【運転免許取得費の助成】 ・運転免許取得費を助成した。(4件400千円) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 ・自動車改造費(本人運転)を助成した。(5件500千円) 【介護者用自動車改造費の助成】 ・介護者用自動車改造費を助成した。(5件1,068千円) 【福祉バス運行業務】 福祉バス2台(大型バス1台、小型バス1台)を申請どおり運行した。 ふれあい号(大型バス) 14,840km、1,054時間 フレンド号(小型バス) 12,940km、902時間	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・会議において、福祉有償運送実施団体の更新や料金改定について意見交換を行い、福祉有償運送の適切な運営に向けて取り組むことができた。 ・タクシー利用券、バス利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により、障害のある人の経済的負担の軽減と社会参加の促進を図ることができた。	福祉課
			54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者等の育成を図る。 *手話通訳者資格の取得 1人以上	・手話通訳者(士)、要約筆記者を派遣する。 ・手話通訳者、要約筆記者養成講座を開催する。	・派遣を希望する全ての人、団体に手話通訳者又は要約筆記者を派遣した。(416件) ・手話通訳者及び要約筆記者を養成するための各種講座を開催した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・手話通訳者等を派遣することで聴覚に障害のある人の社会参加を促進することができた。 ・手話通訳者及び要約筆記者を育成した。	福祉課
			55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック	-	有	・ホームページを通じて、誰もが市政情報や緊急時の情報を迅速かつ正確に入手することができる状態を維持する。	・各課等が新規掲載及び更新するページについて、公開前に内容を確認し、ウェブアクセシビリティ確保の観点を含め必要な修正を指示する。	・各課等が新規掲載及び更新するページについて、公開前に内容を確認し、ウェブアクセシビリティ確保の観点を含め必要な修正を指示したほか、ホームページの信頼性を損なう古い記事を削除した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・各担当課が掲載するページの内容を掲載前に確認し、ウェブアクセシビリティ確保のために必要な修正を指示したほか、ホームページの信頼性を損なう古い記事の削除を指示し、適切に管理・運用した。	広報対話課
			56	市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDによる情報提供	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。	・「声の広報」を希望する視覚に障害のある人に、広報上越の内容をCDに録音して市政情報を提供した。(35人)	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・「声の広報」を視覚に障害のある人に広報上越の内容をCDに録音し、市政情報を提供できた。	福祉課
		③子育て・療育支援の充実	57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施	拡 充	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる体制を整え、多様な保育サービスを提供する。 0・1歳児(実利用者見込み)962人 障害児保育(実利用者見込み)352人 一時預かり(延べ利用者見込み)3,199人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み)10,884人 休日保育(延べ利用者見込み)1,377人 ・ひとり親家庭の増加や多様な働き方に対応するため、公立保育園の一時預かり事業を拡充し、利用者の利便性の向上を図る。 ・ファミリーヘルプ保育園における児童の受入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 7,030人 病児・病後児保育室 4,187人 (うち、送迎対応利用者 6人)	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0・1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・公立保育園の一時預かり事業において、市外からの受入れ要件を拡充し、保護者のニーズに沿った保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園における児童の受入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	○保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供した。 ・0・1歳児(R8.3月現在) 971人 ・障害児保育(R8.3月末現在) 358人 ・一時預かり(R8.3月末現在) 延べ2,949人 ・午後7時までの延長保育(R8.3月末現在) 延べ7,920人 ・休日保育(R8.3月末現在) 延べ1,522人 ○ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供した。 (R8.3月末現在) ・ファミリーヘルプ保育園 延べ6,793人 ・病児・病後児保育室 延べ4,155人 (うち、送迎対応利用 延べ15人)	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	保護者の就労形態や保育ニーズに対応するための多様な保育サービスを提供し、利用要件に合致する全ての児童に保育サービスを提供した。	幼児保育課
			58	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。	・こどもセンターの運営 ・子育てひろばの運営	-	有	・親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。 ・楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的に開催する。	・こどもセンターにて定期的に子育てセミナーの実施をするほか、子育てひろばで月1回イベントを開催する。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施する。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供する。	・こどもセンターにて定期的に子育てセミナーを実施し、子育てひろばで月1回イベントを開催した。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施した。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・こどもセンターや子育てひろばにおいて定期的に保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図った。 ・各種講座や親子向けのイベントを開催し、子どものすこやかな育ちを支援するとともに、安心して子育てができる環境づくりを推進した。	こども家庭センター
			59	(再掲 No.50) 子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れのある子どもの通所による個別支援等を行い、子どもの健全な育ちを支援します。	・子どもの発達、発達に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す通所による個別支援等を実施 ・地域での子どもの育ちを支援するため、保育園等への後方支援を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施	-	有	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施し、子どもの健全な育ちを支援する。 ・配慮が必要な子どもの育ちを支援するため、保育園等との連携を強化する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施する。 ・センターを利用する児童が在籍する保育園等への訪問について、回数を見直し実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、支援が必要な児童に対し、通所による個別支援等を提供した。 ・国事業である児童発達支援の利用要件を緩和し、必要な児童が地域の民間サービスを選択できるようにした。 ・園訪問事業の充実を図ることで、日常生活場面での育ちを保育園等とともに支援した。 ・事故やけがのない一時保育を実施した。 ・一時保育の利用が減少している状況を踏まえ、利用対象児童の見直しを検討した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・一人一人の発達状況や特性に応じた発達相談に対応するとともに、支援が必要な児童に対し、民間事業所と連携し、児童発達支援等を提供した。 ・園訪問の機会を増やすことで、保育園等への後方支援の強化を図った。 ・事故やけがのない一時保育を行い、保護者の負担軽減を図った。 ・一時保育事業の対象児童の見直しを進め、次年度から低年齢の医療的ケア児に特化した一時預かりに向けた道筋をつけた。	幼児保育課 こども発達支援センター

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度							担当課				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取 向組 性の	予 算 計 上 の 有 無	目標	具体的な取組			計画の実施状況	計画の目標達成状況 (事業の成果や効果、 目標達成率)	評価 (目標達成の理由、未達成の要因 等、実施状況や目標達成状況から事 業の評価を記載)	
									計画 (具体的な取組内容)	計画の実績					
5 誰もが互いに支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。	①ボラン ティア活動 や地域での 支え合い活 動のための 環境づくり	60	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	-	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティア活動の普及啓発やコーディネートに取り組むほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供した。ボランティアコーディネート成立件数：70件 (R8.3月見込み)	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供した。ボランティアコーディネート成立件数：70件 (R8.3月見込み)	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成 (100%)	・NPO・ボランティアセンターにおいて、市民活動のサポートやボランティアコーディネート、情報提供を実施し、ボランティア活動や地域活動への参加を促進することで、市民主体のまちづくりへの意識向上を図ることができた。	地域政策課
				61	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	-	有	・住民組織や町内会等が抱える身近な課題を通じて、話し合いの進め方を習得することにより、地域の課題解決を支援する。 (新規実施団体 1団体以上)	【変更前】 ・これまで行ってきた話し合いの事例を交えて事業の周知を図り、住民組織や町内会等が「身近に感じている」課題や困りごとを把握する。 ・地域が抱えている課題や困りごとの話し合いを円滑に進めたいが、その方法が分からないため支援を希望する団体に市職員をファミリーテーター役として派遣し、話し合いが円滑に進むよう支援する。 新規実施団体：1団体以上  【変更後】 ・令和5年度、令和6年度に新規実施団体がなかった。 ・地域が抱えている課題や困りごとを解決するための話し合いを学ぶことが主目的であり、事業の趣旨が伝わりやすく、実際のニーズと乖離している可能性がある。 ・令和7年度は、当初の計画を変更し、令和8年度事業に向けてのニーズ調査や内容の検討を行うこととする。	・業務を通じて町内会から聞き取った問題を分類し、どのようなアプローチがあるか項目出しを行った。	C：計画を変更し実施	B：目標はほぼ達成 (80%以上)	・令和8年度においても、有効な策を絞り込むため、引き続き内容検討を行っている。	地域政策課
				62	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	・ファミリーサポートセンターの運営	-	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、援助活動を実施した提供会員へ市が補助金を交付するとともに、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化し、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。	・提供会員養成講座の開催 (4回/年)  ・フォローアップ講習会、情報交流会、会員交流会、事業PR講座 (各1回/年)	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成 (100%)	・各種団体等を対象とした説明会を開催し、提供会員の安定的な確保に努めた。 ・養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図った。 ・依頼会員の仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりを推進した。	子ども家庭センター
				63	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	・訪問型サービスB (有償ボランティアによる家事支援)を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	-	有	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録動奨を通した担い手確保を図る。	・有償ボランティア養成講座の開催 ・担い手フォローアップ講座の開催	・有償ボランティア養成講座を6回開催した。 (R7.12月末現在の登録者数：17人)  ・担い手フォローアップ講座を9月と10月に計2回開催。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成 (100%)	・有償ボランティア養成講座を6回計画し、担い手の確保を図ることができた。 ・担い手フォローアップ研修を2回計画し、既に活動している有償ボランティアのスキルアップを図ることができた。	高齢者支援課
				64	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築します。	・高齢者見守り支援ネットワーク事業	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域住民の見守り意識を高め、日常的な見守り活動の促進を図る。	・地域に出向き、高齢化の現状等を説明することにより、見守り活動の必要性を認識していただき、日常的な見守り活動の促進につなげる。	・出前講座等の地域での説明会を利用し、地域の高齢化の状況を提示し、見守り活動の働きかけを行った。 ・高齢者見守り支援ネットワーク懇談会を開催し、協定事業所や関係機関等と情報交換を行った。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成 (100%)	・会議での説明の場を活用し、地域における見守り活動の重要性と効果を伝えることで、参加者の意識を高め、日常生活での見守りにつなげることができた。	高齢者支援課
65		・認知症サポーターの養成	-	有	・認知症を正しく理解し、認知症の人を見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、サポーターを養成する。	・認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、子どもから高齢者まで幅広い年代の認知症サポーターを養成する。	・認知症サポーター養成講座の開催を通して、子どもから高齢者まで幅広い年代のサポーターを養成した。  ・今後も引き続き、幅広い年代のサポーターを養成していく。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成 (100%)	・企業や学校等の各団体、地域住民に養成講座の開催を促し、認知症サポーターの養成を行った。	高齢者支援課				

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度											
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取 向組 性の	予 算計 上の 有 無	目標	具体的な取組		計画の実施状況	計画の目標達成状況 (事業の成果や効果、 目標達成率)	評価 (目標達成の理由、未達成の要因 等、実施状況や目標達成状況から事 業の評価を記載)	担当課	
									計画 (具体的な取組内容)	計画の実績					
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	66	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・社会情勢に対応し、メールを始めSNSなど多様な手段で情報発信を行う。	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信した。 ・令和7年12月末現在の登録件数：38,486人(安全メール 18,134人、LINE連携 12,661人、X(旧Twitter) 7,477人、Facebook 214人) ・高齢者世帯訪問時(10月)や学校・保護者へのチラシ配布により登録の周知を行った。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信している。	市民安全課
				67	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	-	有	・ハザードマップの作成・配布 災害リスクが高い地域を明確にし、市民が危険を事前に把握できるようにする。 ・防災行政無線等の整備 次期防災行政情報伝達システム整備のため、工事を進める。 ・防災行政無線等の運用 既存の防災行政無線システムを活用し、災害に迅速に対応する。 ・防災気象情報の提供 市ホームページの「防災情報リンク集」を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 ・各種ハザードマップの多言語化 各種ハザードマップ等の情報を計画的に更新するとともに、日本語のほか、無料の多言語対応情報発信アプリ「カタログポケット」を使用することにより4か国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語)で閲覧できるようにする。	・ハザードマップの作成・配布 転入者等に配布するため、時点修正し、増刷する。 ・防災行政無線等の整備 津波ハザードマップを円滑に進めるため、庁内調整等を適時適切に行う。また、津波ハザードマップで示す浸水エリア等の屋外スピーカーを高性能スピーカーに更新し、避難情報などの緊急音達の向上を図る。 ・防災行政無線等の運用 既存の防災行政無線システムの保守点検及び修繕を適切に実施した。 ・防災気象情報の提供 市ホームページ「防災情報リンク集」の土砂災害の一部について、リンク先を修正した。 ・各種ハザードマップの多言語化 多言語対応情報発信アプリ「カタログポケット」に4か国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語)による各種ハザードマップを継続的に掲載し、外国人が閲覧できるよう対応した。	・ハザードマップの作成・配布 津波ハザードマップ、防災ガイドブック・避難所マップを増刷し、転入者等に配布した。 ・防災行政無線等の整備 津波ハザードマップで示す浸水エリア等に設置する屋外スピーカーを高性能スピーカーに更新した。(工期：R6～R8年度) ・防災行政無線等の運用 既存の防災行政無線システムの保守点検及び修繕を適切に実施した。 ・防災気象情報の提供 市ホームページ「防災情報リンク集」の土砂災害の一部について、リンク先を修正した。 ・各種ハザードマップの多言語化 多言語対応情報発信アプリ「カタログポケット」に4か国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語)による各種ハザードマップを継続的に掲載し、外国人が閲覧できるよう対応した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・概ね計画どおり進めることができた。	危機管理課
				68	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、本市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。 ・要支援者の避難体制確立に向け、健康福祉部局と協力して自主防災組織に対して個別避難計画に基づく訓練実施を促す。	・県計画の変更に合わせて、市地域防災計画の修正を行う。 ・防災アドバイザーの派遣や防災リーダーを対象とした要支援者セミナーの開催により、自主防災訓練の実施を促す。 ・町内会に対して災害時の避難や訓練に必要な車いすやリヤカーなどの防災資機材購入費の補助を実施し、活動を支援する。	・県計画の修正内容を市の計画に反映させる作業に着手しており、次年度に修正を行う。 ・防災リーダー研修において、要支援者セミナーを実施した。(10箇所) ・町内会に対して災害時の避難や訓練に必要な防災資機材購入費補助を周知し、補助金の活用を促した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・国及び県計画の修正等を受けて、本市の地域防災計画修正に着手した。 ・防災リーダーを対象に、要支援者セミナーを実施し、地域における助け合いや支援の必要性を理解してもらった。 ・防災活動に必要な資機材整備の補助を通じて、活動を支援した。	市民安全課
				69	要支援者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要支援者名簿の充実 ・個別避難計画作成、更新の支援	-	有	・町内会で作成・更新する個別避難計画に関し、地域の災害リスクや要支援者の心身の状態などを踏まえた、実効性のある支援方法の検討、更新を促す。	・市総合防災訓練等の機会を捉え、個別避難計画の更新等の支援を行う。 ・民生委員や町内会長の協力を得て、避難行動要支援者名簿の更新作業を実施した。 ・防災危機管理部局と協力し、町内会長等を対象とした研修会やワークショップなどで、要支援者への支援方法を説明した。 ・社協と連携し、個別避難計画の作成支援事業を実施した。	・民生委員や町内会長の協力を得て、避難行動要支援者名簿の更新作業を実施した。 ・防災危機管理部局と協力し、町内会長等を対象とした研修会やワークショップなどで、要支援者への支援方法を説明した。 ・社協と連携し、個別避難計画の作成支援事業を実施した。	A:計画どおりすべて実施	B:目標はほぼ達成(80%以上)	例年通り民生委員や町内会の協力を得て、避難行動要支援者名簿の更新作業を実施した。 防災危機管理部局と協力し、町内会長等を対象とした研修会やワークショップなどで、要支援者への支援方法を説明した。 社協と連携し行っている個別避難計画作成支援事業については、全10町内実施予定のところ現在8町内が完了しており、残り2町内は年度内に実施予定。	生活支援課
				70	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・ヘルプカードの活用	-	有	・障害のある人等が、災害時のみならず、平常時においても必要な支援を求めやすい環境を整える。	・障害のある人等で希望する人へヘルプカードを作成、配布する。 ・ヘルプカードの意義を広く周知するため、各種媒体を活用した広報を行う。	・障害のある人等で、希望する人にヘルプカードを作成し、配布した。(310人) ・健全者にもヘルプカードの意義を理解してもらうため、ヘルプマークとあわせて、市のホームページや市公式SNS、デジタルサイネージを活用して広く周知。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・担当課と連携した避難行動要支援者名簿の更新及び、ヘルプカードの配布により、災害時等の備えにつながることができた。	福祉課
				71	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災士や防災リーダーの養成	-	有	・地域の防災リーダーとなる防災士を養成するとともに、町内会長や防災士に対する研修の実施や自主防災組織に防災アドバイザーを派遣するなど地域における防災活動の支援を行い、地域防災力の向上を図る。	・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施する。 ・要支援者セミナーの開催により、訓練実施を促す。 ・活動停滞組織及び要支援者訓練計画組織に対し、防災アドバイザーを派遣する。 ・防災リーダー研修の実施(市内10箇所) ・防災活動への若い世代や女性の参画を図るため、防災士資格取得に必要な教本代と受験料を補助する。	・防災士養成講座の開催(養成者数59人) ・防災活動に若い世代や女性の参画を図るため、防災士資格取得に必要な教本代と受験料を補助した。 ・市内の指定避難所において、避難所運営研修を実施した。(25箇所) ・防災リーダー研修を実施した。(10箇所) ・防災活動を支援するため、防災アドバイザーを地域に派遣した。	A:計画どおりすべて実施	A:目標達成(100%)	・地域の防災リーダーとなる防災士を養成するとともに、町内会長や防災士に対する研修を実施したほか、自主防災組織に防災アドバイザーを派遣して地域における防災活動の支援を行い、地域防災力の向上を図った。	市民安全課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度							担当課															
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取 向組 性の 有 無	予 算 計 上 の 有 無	目標	具体的な取組			計画の実績	計画の実施状況	計画の目標達成状況 (事業の成果や効果、 目標達成率)	評価 (目標達成の理由、未達成の要因 等、実施状況や目標達成状況から事 業の評価を記載)											
									計画 (具体的な取組内容)	計画の実績																
(2)防犯に関する 情報提供や注意喚起、地域ぐる みの防犯活動を 推進します。	①防犯対策 の充実	72 「地域の安全は自ら守る」と いう自主防犯意識を高めるた め、的確な防犯情報の提供、 広報啓発活動等を推進しま す。	72	・防犯意識の向上に向けた 広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供	- 有	- 有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提 供や啓発活動を実施する。  ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高 齢者世帯訪問を実施する。	・警察、各団体と連携し、年金支給日等に合わせ て、特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。  ・依頼に応じ防犯教室や出前講座を実施する。  ・地域安全支援員、安全教育指導員による高齢者世 帯訪問を通年で実施する。	・防犯意識を向上させるため、偶数月の年金支給日 及び防犯週間において、特殊詐欺防止に関する啓発 活動や敬老会等への出前講座を実施している。  ・特殊詐欺被害防止のため、警察や関係課と連携 し、民生委員・児童委員への注意喚起の協力依頼 や、高齢者が集まる機会で開催チラシを配布するな ど積極的な注意啓発活動を実施した。  ・地域安全支援員、安全教育指導員による高齢者世 帯訪問を実施した。	A:計画どおりすべ て実施	A:目標達成(100%)	・年金支給日及び防犯週間等で特殊 詐欺被害防止の啓発活動を積極的に 実施したほか、高齢者世帯訪問を 実施し、防犯意識の向上を図ることが できた。	市民安全課													
														73 地域の連帯感を強め、互いが 助け合う地域社会が形成され よう支援します。	73	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	- 有	・地域一体となった見守り活動の重要性を周知 するため広報媒体を通じて防犯活動をの啓発強 化を図る。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を増加 させる。 ・110ばん協力車参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。	・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもら うため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・110ばん協力車によるながらパトロールに参加し てもらったため、各広報媒体や防犯教室を通じ制度を 広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。	・防犯の日(7/12)、防犯週間(7/5~7/13)にあ わせた取組依頼を行った。(市内の小中学校、保育 園、幼稚園、認定こども園、防犯協会、町内会、商 工会)  ・防犯の日、防犯週間に合わせた取組と110ばん協力 車の登録を呼びかけたほか、市役所前、朝市にて、 警察と協力し特殊詐欺防止の啓発運動を実施するな ど、防犯活動を実施した。  ・地域安全支援員対象の研修会を実施した。	A:計画どおりすべ て実施	A:目標達成(100%)	・防犯の日、防犯週間の期間中の参 加人数は23,651人(前年比+1,834 人)となった。 ・110ばん協力車の登録を市民・事業 所へ呼びかけ、登録者数の拡充を図 ることができた。 ・地域安全支援員対象の研修会を 実施し指導力の向上を図ることが できた。	市民安全課		
																									74 ハードとソフト両面から、犯 罪の起こりにくい総合的な環 境づくりを推進します。	74
		(3)冬期間の安全 な通行空間の確 保と除雪に必要 な施策を推進し ます。	①除雪対策 の充実	75 要援護世帯に対し、住居の屋 根及び玄関前の除雪費用の一 部を助成します。	75	・除雪費の一部助成	- 有	- 有	・要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全 ての世帯が助成を受け、除排雪できている状態と する	民生委員・児童委員の意見を踏まえて対象者を決定 し、限度額内において除排雪に要した費用の一部を 助成する。	・助成申請約7,200件に対し、冬期間における除排雪 経費の助成を行う。	A:計画どおりすべ て実施	A:目標達成(100%)	・助成申請により対象決定後、実績 報告に基づき除排雪費用の助成を 実施した。	生活支援課											
																76 通学路を対象とした、きめ細 やかな除雪を実施し、冬期間 における通学児童・生徒の安全 確保を図ります。	76	・小中学校の通学路を対象 とした歩道除雪の推進 ・幅員が狭く、除雪機械が 入れない歩道や歩道がない 通学路などは、車道を拡幅 し、歩行者空間の確保に努 める	- 有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推 進。  ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道 がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空 間の確保に努める。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪の 可否について、除雪事業者と現地確認を行い、実 施が可能と判断した路線は、R7年度の冬期道路交通 確保除雪計画に登録し除雪を行う。	・通学路の変更や追加があった歩道について、除雪 事業者と現地確認を実施し、除雪が可能な路線をR7 年度の冬期道路交通確保除雪計画に登録する予定。	A:計画どおりすべ て実施	A:目標達成(100%)	・小中学校の通学路を対象とした歩道 除雪の実施により、冬期間の通学児 童・生徒の歩行者空間を確保す ることができた。	道路課 (雪対策室)
		78 中山間地域の集落において除 雪等要支援者の除雪等を支援 するため、ボランティア活動 として除雪等を行う人を派遣 する住民組織等に対し、補助 金を交付します。	78	・住民組織等の除雪等ボラ ンティア活動支援	- 有	・中山間地域の各区において制度の活用を働き かけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対 し、近隣地域または市内で支援する支え合い体 制の維持を目指す。	・実施団体への聞き取りによりニーズを把握し、必 要に応じて補助金を交付する。 *地域支え合い体制づくり事業補助金 1地区×5万円	・実施団体への聞き取りによりニーズを把握したと ころ、補助金を活用せずに従来どおりの支援を行 うとのことであった。	C:計画を変更し実 施	A:目標達成(100%)	・市の補助金の交付は行わなかつた が、団体による支援は行われた。	地域政策課														

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度							担当課				
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取 向組 性の 有 無	予 算 計 上 の 有 無	目標	具体的な取組			計画の実施状況	計画の目標達成状況 (事業の成果や効果、 目標達成率)	評価 (目標達成の理由、未達成の要因 等、実施状況や目標達成状況から事 業の評価を記載)	
									計画 (具体的な取組内容)	計画の実績					
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共空間や居住空間において、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	79	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備 (学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	-	有	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 *適合率100%を目指す (構造上やむを得ない場合等を除く)	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実に実行。 ・各課の修繕見込みから内容を確認し、指針適合に結び付ける。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や整備実施前に事前協議を確実に実行し、整備を推進した。  ・これまでの事前協議における状況 *協議件数：42件 *適合率：100%	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・今後も予算要求時や実施前の事前協議を確実に実行。	多文化共生課
			②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	80	民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設（病院、社会福祉施設、商業施設等）の整備に係る協議・指導・助言の実施	-	有	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 *前年度の適合率以上を目指す。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行う。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行った。 *申請16件中 3件適合（適合率14.29%）	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・R7年度は前年度の適合率10.0%を上回る事ができた。 ・今後も適合に向け、指導・助言を継続していく。	多文化共生課
			③誰もが暮らしやすい居住環境の整備	81	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は5件/月×12=60件/年（介護保険の住宅改修を含む件数）を目標とする。	・改修工事実施前、実施後の訪問件数：10件	D：計画どおり実施できなかった	C：目標を達成できなかった	介護保険の住宅改修が必要な理由書の作成件数及び申請内容において現地確認を要する件数が少なかった。	高齢者支援課
			82	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。	・補助金を交付する。 補助額：50万円（日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具給付対象者は30万円）に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 3/4 その他の世帯 1/2	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助した。（4件）	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助した。	福祉課	
			83	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 *助言・指導通知 3回 *適正管理依頼 1回+随時	・市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。  ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 *助言・指導通知 3回 *適正管理依頼 随時	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・計画通り実施している。	建築住宅課	
84	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事にに対し支援します。	・補助金の交付	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。  ・県の空き家活用支援事業補助金を活用し、県外転入者及び子育て世帯を対象としたインセンティブとして補助金加算額を設ける（最大650千円） *補助率：1/2 補助限度額：650千円 *加算額：最大650千円（補助額と同額まで）	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。  ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対して、雁木の保存と活用を推進していく。	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助した。 *申請件数 5件 2,485千円 (うち補助金交付済 5件 2,485千円) ・地域指定を受けている地域に対し回覧板にて制度及び補助金受付延長の周知を行った。（R7.7回覧） ・雁木を有する地域指定を受けていない地域の町内会長に対して、地域指定に向けて制度の周知を行った。 *申請件数 1件（仲町1丁目一部）	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用の補助、補助金制度の周知を行い、雁木の保存と活用を推進することができた。 ・雁木を有する地域指定を受けていない町内会に対し、地域指定制度の周知を行い、地域指定区域の拡大を実現した。	文化振興課				

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画進捗状況 (R8.3月末見込み)

資料No.1-2

第5次人まち計画での位置付け				令和7年度								担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取 向組 性の 有無	予 算計 上	目標	具体的な取組		計画の実施状況		計画の目標達成状況 (事業の成果や効果、 目標達成率)	評価 (目標達成の理由、未達成の要因 等、実施状況や目標達成状況から事 業の評価を記載)	
									計画 (具体的な取組内容)	計画の実績					
8 誰もが移動しやすいまちづくり	誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します	①誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。	①地域公共交通の利便性の向上	85	地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編	-	有	・第2次総合公共交通計画（後期再編計画）（令和6年度から令和9年度）に基づくバス路線等の再編を通じ、公共交通により市民の日常生活の移動手段を確保するとともに、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。	・後期再編計画に基づくバス路線等の再編と利用促進策の実施 ・板倉区において予約型コミュニティバスを導入する（令和7年4月実証運行、令和7年10月本運行（予定））ほか、名立区における予約型コミュニティバスの導入について検討を進める（令和8年4月実証運行（案））。 ・中郷区において乗合タクシーから住民の互助による輸送に転換（令和7年4月実施）	・板倉区予約型コミュニティバスの実証運行を実施（4/1から、9/29に本運行に移行） ・名立区における予約型コミュニティバス導入について検討を実施 ・中郷区において乗合タクシーから住民の互助による輸送に転換（4/1から） ・前年度の利用実績を踏まえたバス路線の評価・検証を行い、地区公共交通懇話会の開催や総合事務所だよりでの周知により地域住民との情報共有を実施したほか、今後の再編に向けて検討を実施	B：計画をほぼ実施（80%以上）	B：目標はほぼ達成（80%以上）	・名立区における予約型コミュニティバスの実証運行について実施の見通しが立っていないため。	交通政策課
				86	運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する負担金の交付 ・えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 ・北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 ・バス運行対策費補助金 ・住民主導型コミュニティ交通事業負担金	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 109,239千円 ・北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 17,292千円 ・バス運行対策費補助金 457,074千円 ・住民主導型コミュニティ交通事業負担金 10,209千円	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・予定どおり補助金交付決定・協定書締結し、対象事業が実施されている。	交通政策課
				87	分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。	・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。	-	有	・時刻表や啓発資料について、法定協議会や利用者の意見を踏まえて見直し、継続的な利用促進を図る。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成・配布 ・バス事業者に対し、バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステム運用に係る経費を支援	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成・配布。 ・佐渡汽船連絡バスにおける、バス停看板やバス車内音声案内の多言語表記。 ・バス事業者に対し、バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステム運用に係る経費を支援。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・目標のどおり実施している。	交通政策課
				88	運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。	・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	-	無	・福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害者等の交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に県から通知される補助制度等の案内について、メールを活用し情報提供する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行った。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・新たな導入はなかったが、関係団体等へ補助制度の周知を図ることができた。	福祉課
		89	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 設計委託等（4路線） 【道路築造】 L=0.3km（10路線）	【歩道築造】 設計委託等、工事L=0.1km（4路線） 【道路築造】 工事L=0.3km（10路線）	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・道路整備計画に基づき、計画的に歩道及び道路整備を実施した。	道路課		
		90	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・市が管理する防犯灯の適正な維持管理	・不点灯となっている防犯灯の修繕を随時行い、市が管理する防犯灯の適正な維持管理を実施している。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・設置基準に基づき必要な箇所の防犯灯を維持管理し、安全を確保することができた。	市民安全課		
		91	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・必要な箇所へのカーブミラーの設置 ・市が管理するカーブミラーの適正管理	・「カーブミラーの要否判定の指針」に基づき、必要な箇所にカーブミラーを設置した。（新設8基） ・市が管理するカーブミラーに不具合があった際は速やかに修繕するなど適正に維持管理している。	A：計画どおりすべて実施	A：目標達成（100%）	・「カーブミラー要否判定の指針」に基づき必要な箇所にカーブミラーを設置・維持管理し、安全を確保することができた。	市民安全課		

## 第5次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和8年度実施計画(案)について

## 1 事業の状況

令和8年度実施計画については、令和7年度の事業評価を踏まえ、必要な見直しを行った結果、90事業を実施することとする。

基本方針	令和8年度 事業数	令和7年度 事業数
1 誰もが理解し合えるまちづくり	13	13
2 誰もが学べるまちづくり	6	6
3 誰もが働けるまちづくり	7	7
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	33	33
5 誰もが支え合うまちづくり	6	6
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	12	13
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	6	6
8 誰もが移動しやすいまちづくり	7	7
合 計	90	91

## 2 令和7年度からの主な変更点

これまで市の事業として実施していた事業について、人にやさしいまちづくり推進計画に関連する事業であることから、既存の事業に加えた事業のほか、令和8年度は休止する事業があることから、1事業を減らして事業を実施する。

資料2-2 対応頁	事業No、事業計画	主な見直しの内容	担当課
9	No.50 子どもの発達等に不安や悩みを抱える保護者の相談対応等の支援 【事業の追加】 ・未就園の医療的ケア児の一時保育の実施 ※No.59 再掲	一時保育の再編による見直し	幼児保育課 こども発達支援センター
11	No.57 保育ニーズに応じた児童の保育の実施 【事業の追加】 ・こども誰でも通園制度の実施	試行的に実施していたものをR8年度から本格実施するもの	幼児保育課
資料No1-2 11	【令和7年度事業No.78の削除】 中山間地域の集落における除雪等要支援者の除雪等の支援	実施団体への聞き取りにより、令和8年度はニーズがなかったことから、事業を休止するもの	地域政策課

※その他、目標値及び計画（具体的な取組内容）については、令和7年度の実績や評価を踏まえて変更している。

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）		担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向				方取組性の有無	予算計上の有無		目標	計画（具体的な取組内容）	
1	誰もが理解し合えるまちづくり	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動を行うほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・市職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。  ・普及啓発パンフレットや冊子、市ホームページを活用し、人にやさしいまちづくり及びユニバーサルデザインの考え方を普及啓発する。	・教職員研修（採用2年目悉皆）の実施（1回） ・市職員研修（採用3年目）の実施（1回） ・小中学校等におけるユニバーサルデザインに関する出前講座の実施。 ・市民や企業に対して、普及啓発パンフレットや冊子、市ホームページを活用し、人にやさしいまちづくり及びユニバーサルデザインの考え方を普及啓発する。	多文化共生課
			②相談・支援体制の充実	2	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利を行使できるよう保障するための環境を作ります。	・障害のある人の権利擁護の取組を推進	-	有	・障害者差別解消法の趣旨を市民、事業者、支援者等に周知することで、障害を理由とした差別の解消や障害のある人への合理的配慮が提供されるよう、環境づくりを推進する。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害者差別解消に資する周知啓発を行う。 ・障害を理由とする差別事案について、相談支援事業所等から情報収集を行う。	福祉課
				3	障害児、障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	・福祉課すこやかにくらし支援室及び地域包括支援センターを中心とした相談支援事業の実施	-	有	・身近な地域に相談窓口を設置し、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を図る。	・福祉課すこやかにくらし支援室及び地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて相談支援を行う。  ・地域生活支援拠点や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、障害のある人が必要とする支援につなげる。	福祉課
				4	家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・支援などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	-	有	・関係機関や庁内関係課と連携し、適切な支援・助言等を行うことで様々な状況の相談者が安心して生活を送れる状態にする。  ・配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携し、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや困難な問題を抱えた相談者に対応し、関係機関と連携して、必要な支援を講じる。  *相談員 3人（うち一人は、統括的な業務を担う統括女性相談員） *相談時間 月～土曜日 9:00～17:00（毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長） *日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり（事前予約制）	多文化共生課（男女共同参画推進センター）
				5	高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	-	有	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。  ・地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。	・地域包括支援センター職員を対象に、介護予防や権利擁護などに関する研修会を開催する。	高齢者支援課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）		担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向				方取組性の有無	予算計上の有無		目標	計画（具体的な取組内容）
			6	外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送ることができるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。</li> <li>*開設：月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 9:00～12:00</li> <li>*休み：日曜日・祝日・年末年始、毎月第3水曜日</li> <li>*言語：木曜日は英語、その他は中国語の相談員が対応するが、その他言語も対応可能</li> </ul>	多文化共生課
			7	生活に困窮している人が抱える問題に対し、支援を行うための相談体制を整備します。	・生活困窮者相談の実施	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターにおいて、生活に困窮する人からの相談に対し、適切な支援・助言等を行うとともに、関係機関や庁内関係課と連携し、困窮からの脱却、早期の自立を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターにおいて、生活に困窮する人に対し相談支援等を行う。</li> <li>相談内容に応じ、生活保護や家計改善等必要な支援につなげる。</li> </ul>	生活援護課
			8	子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応（訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流）</li> <li>要保護児童対策地域協議会の運営</li> <li>いじめ問題対策連絡協議会等の運営</li> </ul>	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、継続的な見守り支援を通して、保護者に寄り添い、子どもの虐待を未然に防ぐ。</li> <li>子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。</li> <li>いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。</li> <li>学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（じょうえつあんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回開催するとともに、実務者会議を地域単位で定期的開催する。また、個別ケースについて、必要に応じて検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援する。</li> <li>児童虐待防止推進月間において、広報上越やFMじょうえつ等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。</li> <li>市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの「虐待対応研修」を開催する。</li> <li>子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。</li> <li>いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。</li> <li>学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（じょうえつあんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭センター</li> <li>学校教育課</li> </ul>

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			令和8年度（案）					担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無		目標	計画（具体的な取組内容）
			9	悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。	・市民相談の実施	-	有	・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 ・木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談の実施する。	・市民相談員：1人 ・相談時間：月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談：毎週火曜日 午後	総務課 （市民相談センター）
			10	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。	・消費生活相談の実施	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。 ・木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。	・消費生活相談員：3人 ・相談時間：月～金曜日 8:30～17:15 ・多重債務相談：市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施	総務課 （消費生活センター）
			11	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるよう学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。 *目標値：生活日本語教室開設：90回	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 ・外国人市民の集住地区に出向き、講座を開催することで、受講しやすい環境を整えるとともに、地域との交流促進につなげる。 *会場（予定） ：市民プラザ、直江津学びの交流館 頸城地区公民館南川分館	多文化共生課
			12	ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。	・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成	-	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮した紙面づくりに取り組む。	広報対話課
			13	広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語） ・市勢要覧の翻訳資料発行（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体））	-	有	・市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることが出来る環境を整える。	・市ホームページに翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語）を引き続き配置する。 ・市ホームページを通じた情報入手の利便性向上のため、より一層分かりやすい表記や画面構成に取り組む。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。	広報対話課 多文化共生課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			令和8年度（案）								
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）	担当課	
2	誰もが学べるまちづくり	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。  ①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	14	特別なニーズのある児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学アドバイザーによる年中児訪問（全園）</li> <li>・巡回相談員による学校訪問</li> <li>・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援</li> </ul>	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学アドバイザーによる園訪問により、全ての園で就学相談が必要な幼児を適切に把握し、就学相談が円滑に進むようにする。</li> <li>・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方策について共通理解し、受入体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。</li> <li>・教育補助員の配置などによって、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実し、安心して学校生活が送れることができるよう取り組む。</li> <li>・適切な就学相談の実施や特別支援教育の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学アドバイザーによる園訪問（全園）を実施し、支援が必要な幼児が就学相談に繋がるように園に助言する。</li> <li>・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で、校内の特別支援教育体制の構築を働きかける。</li> <li>・教育補助員などを配置し、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行う。</li> <li>・切れ目のない支援が継続できるよう、保護者に相談支援ファイルである「わたしのきろくファイル」を確実に配付する。</li> </ul>	学校教育課	
			15	家庭の経済的負担を軽減するため、児童生徒の就学にかかる費用を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の学用品の購入費、給食費等の援助</li> </ul>	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。</li> <li>*周知方法：全児童生徒の保護者に年3回制度案内を行う。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。</li> </ul>	学校教育課	
			16	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金の貸付</li> </ul>	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金を貸付することにより、そうした学生の修学が実現するよう取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金制度の周知を徹底するとともに、奨学生の募集を行う。</li> <li>*周知及び募集回数：2回（予約募集、在学募集）</li> <li>*募集方法：広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。</li> </ul>	学校教育課	
			②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	17	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来をひらく人づくり」「人をはぐくむ家庭環境づくり」「地域や社会の課題を踏まえた地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の実施</li> </ul>	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての地区公民館で、各種講座を開催することにより、生涯にわたって学び続けることができるよう多様な学習活動の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来をひらく人づくりに向けた事業を実施する。</li> </ul>	社会教育課
				18	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・録音図書（カセット、CD、デジター図書）や点字図書の貸出</li> <li>・デジター図書の作製</li> <li>・対面朗読サービスの実施</li> </ul>	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。</li> <li>*目標：活字による読書が困難な人を対象とした録音図書の体験会を開催し、録音図書貸出サービスの周知を図る。</li> <li>体験会の開催回数：年5回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50タイトル程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。</li> <li>・体験会の開催回数を増やして録音図書貸出サービスを周知することで、利用促進を図る。</li> </ul>	社会教育課 （高田図書館）
				19	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報等への情報提供</li> <li>・総合型地域スポーツクラブ等への支援</li> <li>・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣</li> <li>・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援</li> </ul>	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。</li> <li>・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。</li> <li>・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。</li> <li>・上越市スポーツ協会や上越SCネット（総合型地域スポーツクラブネットワーク）を始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で開催する各スポーツ教室や大会を市広報・ホームページを使用して情報提供する。</li> <li>・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための会議や研修会を開催する。</li> <li>・地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。</li> <li>・上越市スポーツ協会や上越SCネット（総合型地域スポーツクラブネットワーク）、障害者団体（身体障害者連絡協議会）などが行うスポーツ活動を支援するほか、安全で快適にスポーツができる環境整備に取り組む。</li> </ul>	スポーツ推進課 福祉課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			令和8年度（案）								
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）	担当課	
3	誰もが働けるまちづくり	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	20	市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップ等の促進 ・求人・求職トータルサポート事業の実施	-	有	・学生等への企業を知る機会の提供や求職者と企業をつなぐポータルサイトの運営のほか、インターンシップ受入企業への支援等を通じて、市内企業等への就労促進を図る。	・高校生を対象とした市内企業見学会を実施する。 ・関係機関と連携した就職ガイダンス等を開催する。 ・インターンシップ受入促進事業助成金を交付する。 ・インターンシップ受入企業のガイドブックを作成し、高校生や大学生等への情報発信を強化する。 ・「上越妙高 求人求職ポータル」のさらなる利用促進を図る。	産業政策課
				21	障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	-	有	・障害のある人の雇用環境の向上を図るため、事業者への意識啓発や障害のある人を対象とした採用機会を設ける。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会を開催する。 ・障害者雇用啓発チラシを作成し、市内事業所へ配布する。 ・障害者多数雇用事業者への優遇措置を実施する。	産業政策課
				22	就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援	-	有	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着を促進する。  ・就労前の支援にあっては、在宅で生活している障害のある人から就労意欲を持ってもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し次のことを実施する。 ①就労前支援（就労活動に係る意欲の増進等） ②訓練支援（障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等） ③実習支援（企業等における実習実施に係る調整等） ④定着支援（対象者の就労定着に向けた支援等） ⑤職場開拓（就労先企業等の開拓）	福祉課
				23	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の実施 ・周知チラシの配布による意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの開催	-	有	・個々の従業員の価値観や生き方を尊重した働き方を事業者に働きかけるため、情報提供や意識啓発を行うとともに、国の認定取得に必要な経費が生じる場合の負担軽減を行う。	・ワーク・ライフ・バランス啓発チラシを作成し、市内事業所へ配布するとともに、市ホームページへ掲載する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金を交付する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金を交付する。 ・ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む事業所を紹介する動画を制作し、市ホームページ等へ掲載する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催する。	産業政策課 多文化共生課 （男女共同参画推進センター）
			②職業能力や人材の育成	24	ひとり親家庭の就労及び生活の安定を図る支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成 ・ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費の取決めにかかる費用などを助成	-	有	・安定した就労や生活の安定につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付費） ・養育費の取決めにかかる費用などを助成（養育費取決め支援給付金） ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	こども家庭センター
				25	障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者資格取得支援補助金の交付	-	有	・障害のある人の就労を促進するため、事業者による採用機会を設けるとともに、就職する上で役立つ資格取得に対する支援を行う。	・関係機関と連携した障害者合同就職面接会を開催する。 ・障害者資格取得支援補助金を交付する。	産業政策課
				26	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	-	有	・男女共同参画推進センター講座等の開催や、センターで実施する各種啓発事業、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲出・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。  ・女性が再就職しやすい環境を整えるため、再就職に向けた意識啓発や情報提供の場を設ける。	・女性の能力発揮支援に関係する講座を開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報について、男女共同参画推進センターへの掲出や登録団体等への提供を行う。 ・関係機関と連携した女性のための再就職支援セミナーを開催する。	多文化共生課 （男女共同参画推進センター） 産業政策課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			令和8年度（案）					担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無		目標	計画（具体的な取組内容）	
4	誰もが健康に暮らせるまちづくり	(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	27	安心して妊娠・出産を迎える支援をするとともに、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導 ・産婦健康診査 ・産後ケア事業	-	有	・全ての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の受診率98.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。 ・産婦健診において、産後うつ病のスクリーニングを行い、支援が必要な産婦を把握する。 ・支援を要する産婦がセルフケアできるよう産後ケア事業につなげる。	・妊婦一般健康診査費公費負担（14回を超えた場合は基本的な健診のみ助成）を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問及び低体重児等への訪問指導を実施する。 ・産婦健康診査の実施と支援を必要とする産婦への産後ケア事業を実施する。 ・低所得妊婦に対する初回産科受診料の公費負担及び新生児聴覚検査初回検査費用の公費負担を行う。 ・母子健康手帳アプリ「母子モ」の機能拡充、子育て支援AIチャットボットサービスの運用を行う。	こども家庭センター
				28	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	-	有	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子健康手帳アプリ「母子モ」のお知らせ機能により、引き続き接種勧奨に努める。	こども家庭センター
				29	幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組みます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布（フッ素塗布）	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・むし歯、歯肉炎の発症予防 ・3歳児のむし歯有病率を現状(R6 3.6%)より減少させる。 ・5歳児のむし歯有病率を20%以下を維持する。	・歯科健診、保健指導、ブラッシング等の健康教育を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布（希望者）を実施。 ・歯と口の健康週間事業（お口の健康フェスタ）を実施し、歯の衛生に関する周知・啓発を行う。	こども家庭センター 健康づくり推進課
				30	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。（年100回以上）	・離乳食相談会、保育園等における健康学習を実施する。	こども家庭センター
				31	障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	-	有	・障害のある人を対象とした健（検）診を実施する。 ・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健康審査等について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応する。	・健康診査を年2回実施する。 ・健康診査受診にあたり、送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応する。	健康づくり推進課
32	後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。	-	有	・令和7年度に健（検）診を受けた人へ日時・会場を指定した個別通知や過去に健（検）診を受けた人に対する受診勧奨の通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	・健康診査カレンダーで健診の周知 ・令和7年度に健（検）診を受けた人への日時・会場指定による個別通知の発送、町内健康講座、電話、訪問等により受診を促す。 ・健康診査、各種がん検診の実施	健康づくり推進課				

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			令和8年度（案）							
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課
	(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	33	平日夜間や休日などにおける急患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じた休日・夜間診療所の開設	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数：365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供する。	地域医療推進課
			34	中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設	-	有	・各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数：8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。	地域医療推進課
			35	市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	・中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 ・吉川区川谷地区における地域バスの定期運行	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行する。 (運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行する。	地域医療推進課
			36	要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	-	有	・高齢者等を訪問し、地域包括支援センターについて情報発信するとともに、地域の課題やニーズを把握し、必要に応じて支援につなげる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の対応力の向上を図る。	・高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信等、必要な支援を行う。 ・地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催する。	高齢者支援課
	(3)誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	①高齢者福祉の推進	37	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	-	有	・必要な介護保険サービスの給付 ・第10期介護保険事業計画の策定に向け、第9期計画における介護保険サービスの利用実績の分析、検証を行う。	・第9期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行うとともに、第10期介護保険事業計画の策定に向け、給付実績の分析、検証を行う。	高齢者支援課
			38	すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施 1,512回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,519回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施 (3地域自治区)	高齢者支援課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			令和8年度（案）					担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無		目標	計画（具体的な取組内容）
			39	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援します。	・高齢者への配食サービスの提供	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	高齢者支援課
			40	高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにしようほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・公共施設で高齢者の施設使用料（利用料金）の減免を実施する。	-	有	・公の施設の使用料を半額程度に減免することによって、家に閉じこもりがちな高齢者の外出のきっかけを作り、生きがいのある充実した生活を送る手助けをする。 ・利用者を増加させるため、制度や対象施設等の周知を引き続き行う。 ・協賛事業所の店舗数拡大に向けて、ホームページや広報上越で周知し随時募集を行う。	・ホームページ、広報上越で周知を行い、各種イベント等で対象施設の一覧を配布する。	高齢者支援課
			41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	-	有	・各種大会やシニア作品展を開催し、高齢者の生きがいづくりにつなげる。	・各種大会を老人クラブ連合会などの関係機関と連携しながら開催し、より多くの交流を図る。 ・シニア作品展において、高齢者の趣味活動の成果を多くの人に見てもらうことで、創作意欲の向上や創作活動の活性化につなげる。	高齢者支援課
			42	活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。	高齢者支援課
			43	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	・老人クラブへの補助金の交付	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。	高齢者支援課
			44	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場を提供します。	・市民いこいの家における展示コーナーの設置	-	有	・展示コーナーを設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。	高齢者支援課
			45	行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	-	有	・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや市民の安全・安心につながる情報等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。	・行政情報番組において市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報等を発信する。	広報対話課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			令和8年度（案）							
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課
		②障害者福祉の推進	46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市障害者自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	-	有	・上越市障害者自立支援協議会において、障害福祉に関する地域課題の解決に向けた協議を行うとともに、効果的な支援策を検討し、障害のある人の地域生活の支援につなげる。	・上越市障害者自立支援協議会全体会、運営会議、専門部会、当事者部会を開催し、令和6年度、7年度における検討を踏まえ、次期計画策定に向けた協議を行う。	福祉課
			47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、障害福祉サービスを必要とする人にとって適切なサービス利用に向けた相談支援を行い、自立した生活を支える。	・福祉課窓口での相談や、関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等）と連携し、障害のある人の生活支援を行う。 ・障害福祉サービスにおける利用計画に基づき、サービス内容の決定を行う。	福祉課
			48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	医療費の助成や手当を給付する。 ・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療費（更生医療） ・自立支援医療費（育成医療） ・精神障害者入院医療費助成 ・特別障害者手当の支給 ・障害児福祉手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 助成額…1口目掛金の1/3 ・在宅介護手当の支給 ・在宅介助手当の支給	福祉課
			49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	-	有	・保育園等において、特別な配慮が必要な子どもに対して、保育を提供する。	・保育園等において、加配職員を配置するなどし、障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れ、保育を提供する。	幼児保育課
			50	子どもの発達等に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの通所による個別支援等を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。	・子どもの発達等に関する相談を実施する。 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す児童発達支援等を提供する。 ・各種園訪問事業を継続する。 ・未就園の医療的ケア児の一時保育を実施する。	-	有	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、必要な児童に児童発達支援等を提供し、早期及び切れ目のない支援を目指す。 ・各種園訪問を継続し、保育園等との連携による日常生活での育ちの充実を図る。 ・制度の狭間にある未就園の医療的ケア児に特化した一時保育を実施する。	・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、通所による個別支援等が必要な児童に対し、民間事業所と連携し、児童発達支援等を提供する。 ・各種園訪問事業を継続するとともに、必要に応じ園、保護者、センターの三者での話し合いの場を設け、子どもを中心とした情報共有を行う。 ・一時保育については、就園前の医療的ケア児に特化した事業に再編することで、制度の狭間にある医療的ケア児を育てる保護者の育児負担の軽減を図る。	幼児保育課 こども発達支援センター

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）		担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向				方取組性の有無	予算計上の有無		目標	計画（具体的な取組内容）
			51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。	福祉課
			52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしてみようほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	-	無	・市ホームページで該当施設を案内するほか、割引対象施設に割引がある旨の掲示を行うなどの方法により、周知や徹底を図る。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を50%減免する。 ・障害者週間記念事業において、障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を100%減免する。	福祉課
			53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	-	有	・手帳交付時に制度の説明を行うほか、広報上越や市ホームページへの掲載など、周知徹底を図る。	【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する。 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付 ・燃料券の交付 ・燃料費助成 ・タクシー券と路線バス利用券の交付 【運転免許取得費の助成】 ・障害のある人の運転免許取得費を助成する。 【自動車改造費の助成（本人運転）】 ・障害のある人が運転する自動車の改造費を助成する。 【介護者用自動車改造費の助成】 ・障害のある人と同居する介護者の自動車改造費を助成する。 【福祉バス運行業務】 ・福祉バスを運行する。	福祉課
			54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者等の育成を図り、新たな手話通訳者の資格取得者1人以上を目指す。	・手話通訳者（士）、要約筆記者を派遣する。 ・手話通訳者、要約筆記者養成講座を開催する。	福祉課
			55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック	-	有	・ホームページを通じて、誰もが市政情報や緊急時の情報を迅速かつ的確に入手することができる状態を維持する。	・各課等が新規掲載及び更新するページについて、公開前に内容を確認し、ウェブアクセシビリティ確保の観点を含め必要な修正を指示する。	広報対話課
			56	市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDによる情報提供	-	有	・視覚に障害のある人の日常生活に役立つよう、市政情報や暮らしの情報を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し提供する。	福祉課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）		担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向				方取組性の有無	予算計上の有無		目標	計画（具体的な取組内容）
		③子育て・療育支援の充実	57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0・1歳児、障害児の保育受入</li> <li>・午後7時までの延長保育を実施</li> <li>・一時預かりを実施</li> <li>・24時間保育・休日保育の実施</li> <li>・病児・病後児保育事業の実施</li> <li>・こども誰でも通園制度の実施</li> </ul>	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0、1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる体制を整え、多様な保育サービスを提供する。</li> <li>・ファミリーヘルプ保育園における児童の受入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。</li> <li>・全ての子どもの育ちを支えることを目的に「こども誰でも通園制度」を実施し、子育て家庭への支援を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0、1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。</li> <li>・ファミリーヘルプ保育園における児童の受入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。</li> <li>・受け入れ可能な全ての公立保育園において、保護者の就労要件を問わず、月10時間を上限に時間単位で柔軟に子どもを預かる体制を整え、ニーズに対応した保育を提供する。</li> </ul>	幼児保育課
			58	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもセンターの運営</li> <li>・子育てひろばの運営</li> </ul>	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。</li> <li>・楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的で開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもセンターにて定期的に子育てセミナーの実施をするほか、子育てひろばで月1回イベントを開催する。</li> <li>・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施する。</li> <li>・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供する。</li> </ul>	こども家庭センター
			59	子どもの発達等に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの通所による個別支援等を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達等に関する相談を実施する。</li> <li>・言葉や認知、社会性等の発達を促す児童発達支援等を提供する。</li> <li>・各種園訪問事業を継続する。</li> <li>・未就園の医療的ケア児の一時保育を実施する。</li> </ul>	-	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、必要な児童に児童発達支援等を提供し、早期及び切れ目のない支援を目指す。</li> <li>・各種園訪問を継続し、保育園等との連携による日常生活での育ちの充実を図る。</li> <li>・制度の狭間にある未就園の医療的ケア児に特化した一時保育を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、通所による個別支援等が必要な児童に対し、民間事業所と連携し、児童発達支援等を提供する。</li> <li>・各種園訪問事業を継続するとともに、必要に応じ園、保護者、センターの三者での話し合いの場を設け、子どもを中心とした情報共有を行う。</li> <li>・一時保育については、就園前の医療的ケア児に特化した事業に再編することで、制度の狭間にある医療的ケア児を育てる保護者の育児負担の軽減を図る。</li> </ul>	幼児保育課 こども発達支援センター

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			令和8年度（案）								
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
											5 誰もが互いに支え合うまちづくり
61	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	-	無	・町内会が抱える具体的な課題を解決するための講演会を実施し、町内会運営を支援する。	・例えば、町内会事務の負担軽減に焦点を当てた町内会役員向けの講演会を想定している。	地域政策課				
62	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	・ファミリーサポートセンターの運営	-	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、援助活動を実施した提供会員へ市が補助金を交付するとともに、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化し、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。	こども家庭センター				
63	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	・訪問型サービスB（有償ボランティアによる家事支援）を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	-	有	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図る。	・有償ボランティア養成講座の開催 ・担い手フォローアップ講座の開催	高齢者支援課				
64	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築します。	・高齢者見守り支援ネットワーク事業	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域住民の見守り意識を高め、日常的な見守り活動の促進を図る。	・地域に出向き、高齢化の現状等を説明することにより、見守り活動の必要性を認識していただき、日常的な見守り活動の促進につなげる。	高齢者支援課				
65		・認知症サポーターの養成	-	有	・認知症を正しく理解し、認知症の人を見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、サポーターを養成する。	・認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、子どもから高齢者まで幅広い年代の認知症サポーターを養成する。	高齢者支援課				

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	令和8年度（案）		担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向				方取組性の有無	予算計上の有無		目標	計画（具体的な取組内容）	
6	誰もが安心して暮らせるまちづくり	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	66	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・社会情勢に対応し、メールを始めSNSなど多様な手段で情報発信を行う。	市民安全課
				67	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・各種ハザードマップの作成、多言語化 ・防災行政無線の更新、防災アプリの導入 ・備蓄物資の整備・更新	-	有	・各種ハザードマップを作成し、市民の迅速な避難行動を支援するとともに、各種災害に対する市民の防災意識を啓発し、自助・共助による地域防災力の向上を図る。また、多言語対応情報発信アプリ「カタログポケット」により、外国人でも分かりやすい防災情報を提供する。 ・既存の防災行政無線を更新し、市民への迅速かつ確実な情報伝達手段の維持・強化を図るほか、防災アプリを導入し、多言語にも対応した文字や音声による防災行政情報を提供する。 ・宗教上の食事制限がある方やアレルギーをお持ちの方などに対応した備蓄食料を整備し、要配慮者が安心して避難できる体制を整備する。	・各種ハザードマップを作成し、転入者等に配布するほか、多言語対応情報発信アプリ「カタログポケット」に掲載する各種ハザードマップを更新する。 ・前年度に引き続き、津波ハザードマップで示す浸水エリア等に設置する屋外スピーカーを高性能スピーカーに更新するほか、防災アプリを導入し、令和9年度からの運用に向けて事業を進める。（工期：R6～R8年度） ・ハラール認証を受けている備蓄食料を整備するほか、アレルギー対応食料や粉ミルク、液体ミルクを整備し、避難所に避難された要配慮者に配布する。	危機管理課 多文化共生課
				68	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。 ・要支援者の避難体制確立に向け、健康福祉部局と協力して、自主防災組織に対して個別避難計画に基づく訓練実施を促す。	・県計画の変更に合わせ、市地域防災計画の修正を行う。 ・防災アドバイザーの派遣や防災リーダーを対象とした研修の開催により、自主防災訓練の実施を促す。 ・町内会に対して災害時の避難や訓練に必要な車いすやリヤカーなどの防災資機材購入費の補助を実施し、活動を支援する。	市民安全課
				69	要支援者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要支援者名簿の充実 ・個別避難計画作成、更新の支援	-	有	・町内会で作成・更新する個別避難計画に関し、地域の災害リスクや要支援者の心身の状態などを踏まえた、実効性のある支援方法の検討、更新を促す。	・市総合防災訓練等の機会を捉え、個別避難計画の更新等の支援を行う。	生活援護課
				70	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・ヘルプカードの活用	-	有	・障害のある人等が、災害時のみならず、平常時においても必要な支援を求めやすい環境を整える。 ・健常者に対してもヘルプカードの趣旨を伝え、助け合いの社会を形成する。	・障害のある人等で希望する人へヘルプカードを作成、配布する。 ・ヘルプカードの意義を広く周知するため、各種媒体を活用した広報を行う。	福祉課
				71	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災士や防災リーダーの養成	-	有	・地域の防災リーダーとなる防災士を養成するとともに、町内会長や防災士に対する研修の実施や自主防災組織に防災アドバイザーを派遣するなど、地域における防災活動の支援を行い、地域防災力の向上を図る。	・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営研修を実施する。 ・活動停滞組織を中心に防災アドバイザーを派遣する。 ・防災リーダー研修の実施(市内9箇所) ・防災活動への若い世代や女性の参画を図るため、防災士資格取得に必要な教本代と受験料を補助する。	市民安全課
						②自主防災活動の推進					

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			令和8年度（案）								
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無	目標	計画 (具体的な取組内容)	担当課	
		(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	①防犯対策の充実	72	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を実施する。	・警察、各団体と連携し、年金支給日等にあわせて、特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員による高齢者世帯訪問を通年で実施する。	市民安全課
				73	地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	-	有	・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため広報媒体を通じて防犯活動をの啓発強化を図る。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を増加させる。 ・110ばん協力車参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。	・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・110ばん協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯教室を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。	市民安全課
				74	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・住宅等の防犯対策の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	-	有	・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。	・各保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。	市民安全課
		(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	75	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	・除雪費の一部助成	-	有	・要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全ての世帯が助成を受け、除排雪できている状態とする。	・民生委員・児童委員の意見を踏まえて対象者を決定し、限度額内において除排雪に要した費用の一部を助成する。	生活援護課
				76	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童・生徒の安全確保を図ります。	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	-	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進。 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し歩行者空間の確保に努める。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪の不可について、除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R8年度の冬期道路交通確保除雪計画に登載し除雪を行う。	道路課 (雪対策室)
				77	中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	・集落内の主要生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託	-	有	・中山間地域の冬期間における安全で安心な生活環境を確保する。	・8地区13集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。	地域政策課

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			令和8年度（案）								
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）	担当課	
7	誰もが快適に暮らせるまちづくり	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	78	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備（学校施設、公民館、体育施設、観光施設等） ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	-	有	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 *適合率100%を目指す (構造上やむを得ない場合等を除く)	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や整備実施前に事前協議を確実に行う。  ・各課の修繕見込みから内容を確認し、指針適合に結び付ける。	多文化共生課
			②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	79	民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設（病院、社会福祉施設、商業施設等）の整備に係る協議・指導・助言の実施	-	有	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 *前年度の適合率以上を目指す。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行う。	多文化共生課
			③誰もが暮らしやすい居住環境の整備	80	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事（介護保険の住宅改修を含む）の実施に当たり、住宅改修が必要な理由書の作成が必要な場合や申請内容において現地確認が必要と判断する場合は、必要に応じ現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。  ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。	高齢者支援課
			81	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	-	有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。	・障害がある人が自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。	福祉課	
			82	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。  ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 *助言・指導通知 3回 *適正管理依頼 1回+随時	建築住宅課	
83	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に対し支援します。	・補助金の交付	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。  ・県の空き家利活用支援事業補助金を活用し、県外転入者及び子育て世帯を対象としたインセンティブとして補助金加算額を設ける（最大700千円） *補助率：1/2 補助限度額：700千円 *加算額：最大700千円（補助額と同額まで）	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。  ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。	文化振興課				

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和8年度実施計画（案）

資料No.2-2

第5次人まち計画での位置付け			令和8年度（案）					担当課			
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	方取組性の有無	予算計上の有無		目標	計画（具体的な取組内容）	
8	誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します	(1)誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。	①地域公共交通の利便性の向上	84	地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編	-	有	・第2次総合公共交通計画（後期再編計画）（令和6年度から令和9年度）に基づくバス路線等の再編を通じ、公共交通により市民の日常生活の移動手段を確保するとともに、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。	・後期再編計画に基づくバス路線等の再編と利用促進策の実施 清里区において、市営バスを廃止し、住民の互助による輸送を導入（令和8年4月～実証運行） 吉川区及び金谷区における予約型コミュニティバス導入（令和9年度）について、運行計画の検討や関係者との協議を行い、運行形態の転換に向けた準備を進める。  ・毎年の利用状況を踏まえたバス路線の評価・検証と、評価結果に関する地域住民等との情報共有及び更なる再編検討の実施	交通政策課
				85	運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付  ・互助による輸送を行う団体に対する負担金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 バス運行対策費補助金 住民主導型コミュニティ交通事業負担金	交通政策課
				86	分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。	・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。	-	有	・時刻表や啓発資料について、法定協議会や利用者の意見を踏まえて見直し、継続的な利用促進を図る。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成・配布  ・バス事業者に対し、バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステム運用に係る経費を支援	交通政策課
				87	運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。	・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	-	無	・福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害のある人や高齢者等の交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に県から通知される補助制度等の案内について、メールを活用しタクシー事業者へ情報提供する。	福祉課
				88	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 設計委託等、工事L=0.2km（12路線）  【道路築造】 設計委託等、工事L=0.1km（10路線）	道路課
		89	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・市が管理する防犯灯の適正な維持管理	市民安全課		
		90	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・必要な箇所へのカーブミラーの設置 ・市が管理するカーブミラーの適正管理	市民安全課		
		(2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。	①安全・安心な歩道・道路の整備								

## 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果(速報版)

## ■調査の概要

調査期間	令和7年11月28日から12月22日まで 【前回(R2調査):令和2年10月28日~11月25日】
対象者	令和7年10月1日時点で住民登録されている18歳以上の市民3,000人(無作為抽出) 【前回(R2調査):上越市に在住する満18歳以上の男女4,000人(無作為抽出)】
調査方法	調査票を郵送で配布し、オンラインまたは郵送で回答
回収数	回収数 1,272 (うち、オンライン回答 407...31.9%) 有効回答率 42.4% 【前回(R2調査):回収数 1,407、有効回答率 35.2%】

## ■調査結果の注意事項

- ・調査結果の数値を割合(%)で表示する場合の母数を図表では「n」と表示している。nの表示がない場合は、本調査の有効回答数1,272を母数とする。
- ・割合(%)は小数点以下第2を四捨五入して表示しているため、割合の合計は必ずしも100%でない場合がある。

## ■回答者の状況

## ○年代別男女別回答者数

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	無回答	計
男	6	23	46	72	79	119	159	75	2	581
女	4	30	51	84	95	112	162	110	2	650
無回答	1	1	4	4	2	5	13	11	0	41
計	11	54	101	160	176	236	334	196	4	1,272

## ○地域別男女別回答者数

	合併前上越市	13区	無回答	計
男	376	200	5	581
女	420	226	4	650
無回答	23	18	0	41
計	819	444	9	1,272

## ○本人の状況(複数回答)

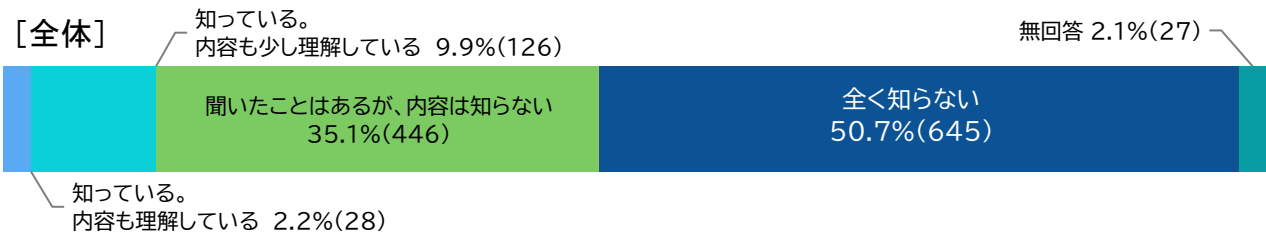
	要支援・要介護の認定を受けている	障害者手帳を持っている	病気やけが等で介助や手助けを受けている	いずれも当てはまらない	無回答
人数	77	99	31	1,106	41

## ○家族の状況(複数回答)

	要支援・要介護の認定を受けている家族がいる	障害者手帳を持っている家族がいる	病気やけが等で介助や手助けを受ける家族がいる	未就学児がいる	小中学生がいる	いずれも当てはまらない	無回答
人数	183	144	35	88	172	773	30

問1 市では、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくり（人にやさしいまちづくり）に取り組んでいます。  
あなたは、このことを知っていますか。

項目	知っている 内容も理解している		知っている 内容も少し理解している		聞いたことはあるが、 内容は知らない		全く知らない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	28	2.2%	126	9.9%	446	35.1%	645	50.7%	27	2.1%	1,272	100.0%
前回調査		2.1%		12.7%		35.9%		48.4%		1.0%		100.1%



### 調査結果

- ・「知っている。内容も理解している」「知っている。内容も少し理解している」と回答した人はあわせて12.1%で、前回調査と比べて2.7ポイント減少した。
- ・「聞いたことはあるが、内容は知らない」「全く知らない」と回答した人はあわせて85.8%で、前回調査と比べて1.5ポイント増加した。

問2 あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。

項目	知っている 内容も理解している		知っている 内容も少し理解している		聞いたことはある が、内容は知らない		全く知らない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	715	56.2%	414	32.6%	79	6.2%	41	3.2%	23	1.8%	1,272	100.0%



### 調査結果

- ・「知っている。内容も理解している」「知っている。内容も少し理解している」と回答した人は合わせて88.8%で、前回調査と比べて、0.9ポイント減少した。
- ・「聞いたことはあるが、内容は知らない」「全く知らない」と回答した人はあわせて9.4%で、前回調査と比べて0.1ポイント増加した。

問3 あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。

項目	知っている 内容も理解している		知っている 内容も少し理解している		聞いたことはある が、内容は知らない		全く知らない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	236	18.5%	296	23.3%	364	28.6%	351	27.6%	25	2.0%	1,272	100.0%

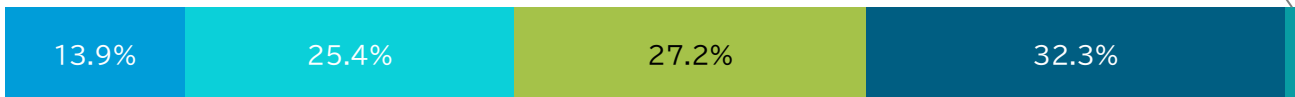
[全体]

無回答 2.0%(25)



[前回調査(R2)]

1.1%



調査結果

- ・「知っている。内容も理解している」「知っている。内容も少し理解している」と回答した人は合わせて 41.8%と前回調査と比べて、2.5 ポイント増加した。
- ・「聞いたことはあるが、内容は知らない」「全く知らない」と回答した人はあわせて 56.2%で、前回調査と比べて 3.3 ポイント減少した。

問4 あなたは、まちで困っている人がいたとき、手助け（声かけ、荷物等の持ち運び、横断歩道などを渡るときの付き添いなど）をしたことがありますか。

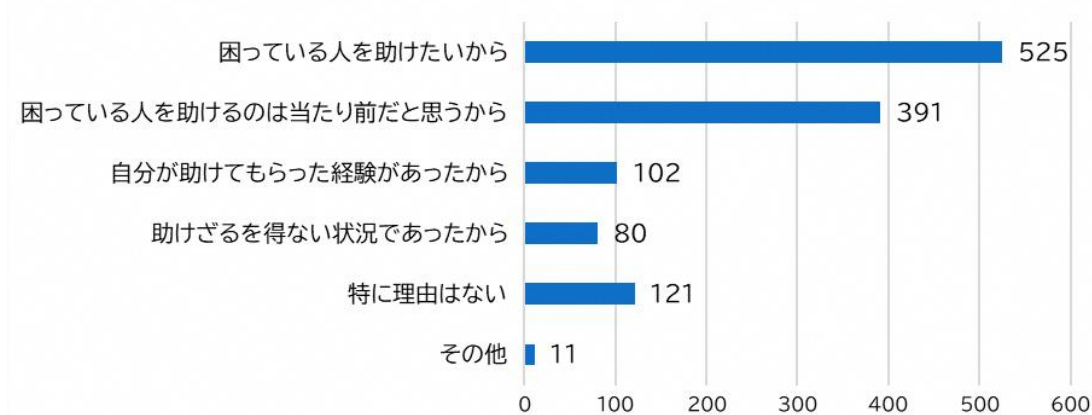
項目	手助けをしたことがある		手助けをしたことがない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	679	53.4%	578	45.4%	15	1.2%	1,272	100.0%

[全体]

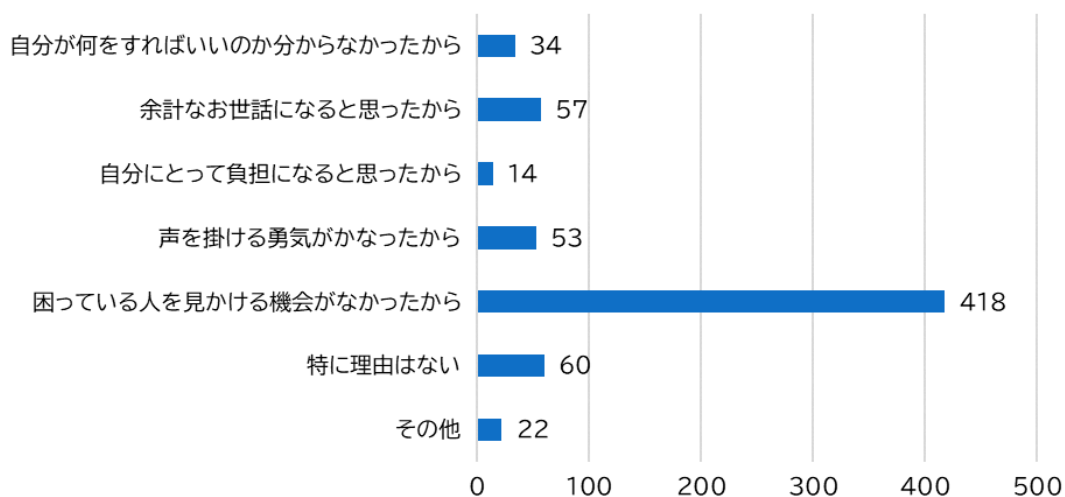
無回答 1.2%(15)



どんな気持ちから手助けをしたのか（複数回答）



どんな気持ちから手助けをしたことがないのか（複数回答）

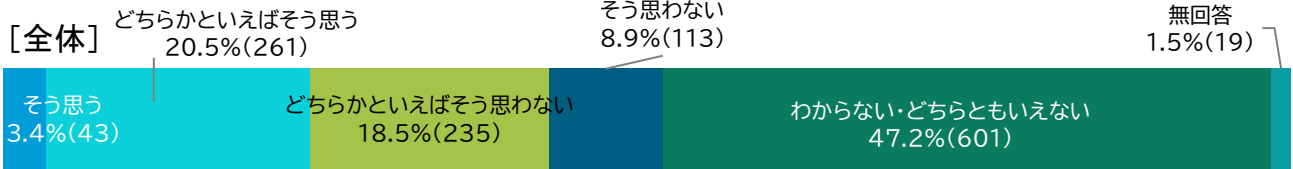


調査結果

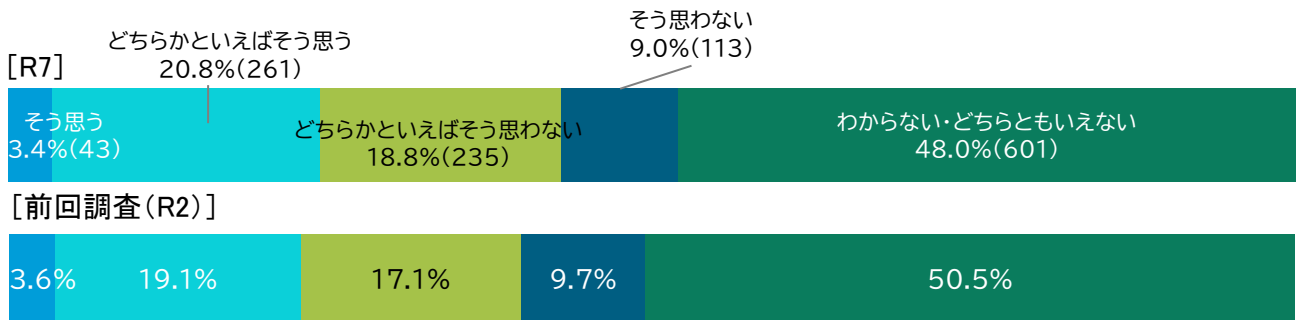
・約半数の人が「手助けをしたことがない」と回答。その理由として「困っている人を見かける機会がなかったから」との回答が多数を占めている。

問5 あなたは、高齢者、障害のある人等が学校教育や社会教育など、学べる環境が整っていると思いますか。

項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	43	3.4%	261	20.5%	235	18.5%	113	8.9%	601	47.2%	19	1.5%	1,272	100.0%



前回調査 (R2) との比較 ※R2 調査と比較するため「無回答」を除く



質問項目と回答者本人や家族の状況とのクロス集計

	項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
本人	要介護・障害等がある	12	7.6%	30	19.0%	21	13.3%	16	10.1%	73	46.2%	6	3.8%	158	100.0%
	障害等はない	31	2.8%	229	20.7%	213	19.3%	94	8.5%	526	47.6%	13	1.2%	1106	100.0%
	無回答	0	0.0%	2	25.0%	1	12.5%	3	37.5%	2	25.0%	0	0.0%	8	100.0%
家族	要介護・障害等がある家族がいる	10	3.5%	75	26.4%	64	22.5%	27	9.5%	105	37.0%	3	1.1%	284	100.0%
	未就学児・小学生の子どもがいる	8	3.6%	47	21.2%	47	21.2%	21	9.5%	98	44.1%	1	0.5%	222	100.0%
	いずれも当てはまらない	25	3.2%	144	18.6%	128	16.6%	65	8.4%	397	51.4%	14	1.8%	773	100.0%
	無回答	2	6.7%	6	20.0%	6	20.0%	2	6.7%	13	43.3%	1	3.3%	30	100.0%

どのようなところが整っていると感じるか

- ・学校の校舎内を車椅子で移動できるように、スロープやエレベーター、多目的トイレが設置されている
- ・特別支援学校や福祉支援施設があり、連携も取れていると感じるから
- ・障害のある知人の子どもは、学校教育を受けて楽しく通っている様子を見ているから
- ・いろいろな場所で講座などが開かれ、情報媒体で紹介されているから

どうすればよくなると思うか

- ・学べる環境や施設があることを知らない。もっと広く知らせる工夫が必要である
- ・誰もが学べるよう、みんなが相手の人を思いやり、自分のこととして物事を捉えることが必要である
- ・一人一人の学びに合わせたサポートが必要である
- ・学校に教員や支援員、看護師の配置、教職員の福祉施設での研修、市民の自主的な社会教育活動の支援の充実

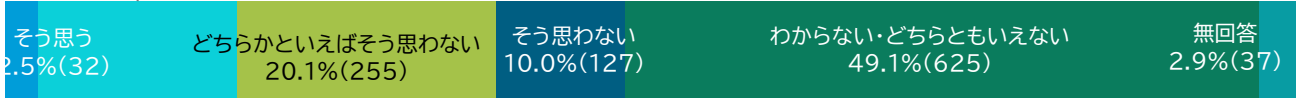
調査結果

- ・「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は合わせて 24.2%で、前回調査と比べて 1.5 ポイント増加した。
- ・「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人はあわせて 27.8%で、前回調査と比べて 1.0 ポイント増加した。

問6 あなたは、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますか。

項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう 思わない		そう思わない		わからない・どちらとも いえない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	32	2.5%	196	15.4%	255	20.1%	127	10.0%	625	49.1%	37	2.9%	1,272	100.0%

[全体] どちらかといえばそう思う  
15.4%(196)



前回調査 (R2) との比較 ※R2 調査と比較するため「無回答」を除く

[R7] どちらかといえばそう思う  
15.9%(196)



[前回調査 (R2)]



質問項目と回答者本人や家族の状況とのクロス集計

	項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう 思わない		そう思わない		わからない・どちらとも いえない		無回答		合計	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
本人	要介護・障害等がある	6	3.8%	20	12.7%	22	13.9%	18	11.4%	80	50.6%	12	7.6%	158	100.0%
	障害等はない	26	2.4%	175	15.8%	232	21.0%	108	9.8%	541	48.9%	24	2.2%	1,106	100.0%
	無回答	0	0.0%	1	12.5%	1	12.5%	1	12.5%	4	50.0%	1	12.5%	8	100.0%
家族	要介護・障害等がある家族がいる	7	2.5%	48	16.9%	67	23.6%	33	11.6%	118	41.5%	11	3.9%	284	100.0%
	未就学児・小学生の子どもがいる	7	3.2%	47	21.2%	52	23.4%	14	6.3%	101	45.5%	1	0.5%	222	100.0%
	いずれも当てはまらない	20	2.6%	104	13.5%	138	17.9%	82	10.6%	406	52.5%	23	3.0%	773	100.0%
	無回答	0	0.0%	3	10.0%	9	30.0%	2	6.7%	13	43.3%	3	10.0%	30	100.0%

どのようなところが整っていると感じるか

- ・ 障害のある人ない人が互いに助け合うという考え方が少しずつ広まっていると思うから
- ・ 障害のある人向けの就職説明会があるから
- ・ 自分の職場でも高齢者や障害のある方が働いているから
- ・ 障害のある人が、それぞれに合う仕事をしていると思うから
- ・ 定年の延長や企業の障害者採用が増えていると思うから

どうすればよくなると思うか

- ・ 一緒に働く人たちの理解不足の解消
- ・ 人員や待遇が全体的に改善されて、人々に心の余裕ができることが必要である
- ・ 高齢者や障害のある人が働ける職種を増やし、選択できる体制（会社の理解と協力）の整備
- ・ それぞれの人に合った仕事のマッチング機能の整備、働ける場の周知

調査結果

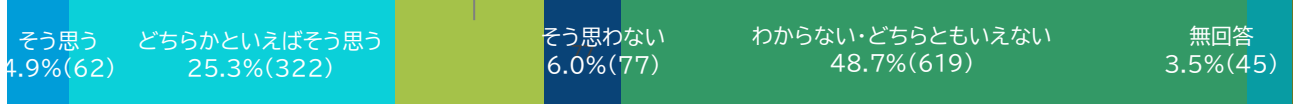
- ・ 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は合わせて 18.5%で、前回調査と比べて 0.3 ポイント減少した。
- ・ 「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人はあわせて 30.9%で、前回調査と比べて 0.2 ポイント減少した。

## 問7 あなたは、福祉に関するサービスが整っていると思いますか。

項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	62	4.9%	322	25.3%	147	11.6%	77	6.0%	619	48.7%	45	3.5%	1,272	100.0%

### [全体]

どちらかといえばそう思わない  
11.6%(147)



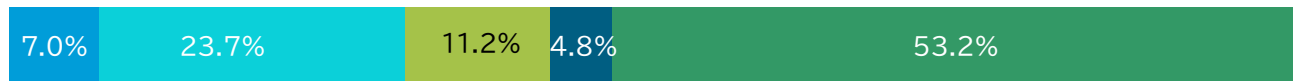
### 前回調査 (R2) との比較 ※R2 調査と比較するため「無回答」を除く

### [R7]

どちらかといえばそう思わない  
12.0%(147)



### [前回調査 (R2)]



### 質問項目と回答者本人や家族の状況とのクロス集計

	項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
本人	要介護・障害等がある	14	8.9%	33	20.9%	16	10.1%	10	6.3%	73	46.2%	12	7.6%	158	100.0%
	障害等はない	47	4.2%	288	26.0%	130	11.8%	66	6.0%	543	49.1%	32	2.9%	1106	100.0%
	無回答	1	12.5%	1	12.5%	1	12.5%	1	12.5%	3	37.5%	1	12.5%	8	100.0%
家族	要介護・障害等がある家族がいる	18	6.3%	95	33.5%	31	10.9%	18	6.3%	109	38.4%	13	4.6%	284	100.0%
	未就学児・小学生の子どもがいる	5	2.3%	59	26.6%	32	14.4%	12	5.4%	112	50.5%	2	0.9%	222	100.0%
	いずれも当てはまらない	39	5.0%	176	22.8%	82	10.6%	46	6.0%	402	52.0%	28	3.6%	773	100.0%
	無回答	2	6.7%	5	16.7%	6	20.0%	2	6.7%	12	40.0%	3	10.0%	30	100.0%

### どのようなところが整っていると感じるか

- ・ 様々施設やサービスがある。地域包括支援センターや介護施設は誠意をもって対応してくれているから
- ・ 関係事業所や役所が相談にのってくれるから
- ・ 実際に介護サービスを利用して助かっているから
- ・ 個人に合ったサービスが幅広くあるように思うから

### どうすればよくなると思うか

- ・ 何かあったときに、誰に相談すればいいかわからない。相談窓口と受けられるサービスの周知が必要である
- ・ 福祉サービスの内容がわからない。定期的な広報活動が必要である
- ・ 制度が難しい。サービスを利用する人が理解できるようにする必要がある
- ・ 福祉現場の人材確保と負担軽減
- ・ 福祉を必要とする人がすぐにサービスを利用できる環境づくりが必要である

### 調査結果

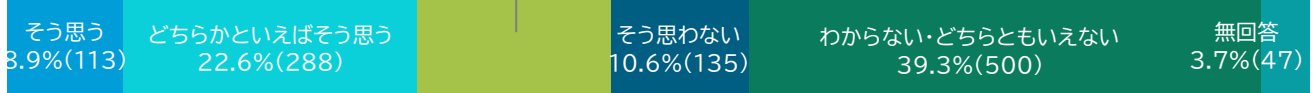
- ・ 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は合わせて 31.3%で、前回調査と比べて 0.6ポイント増加した。
- ・ 「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人はあわせて 18.3%で、前回調査と比べて 2.3ポイント増加した。
- ・ 回答者の状況別では、障害等がある家族がいる人では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は、全体の割合より多くなっている。

## 問8 あなたは、医療に関するサービスが整っていると思いますか。

項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	113	8.9%	288	22.6%	189	14.9%	135	10.6%	500	39.3%	47	3.7%	1,272	100.0%

[全体]

どちらかといえばそう思わない  
14.9%(189)



前回調査 (R2) との比較 ※R2 調査と比較するため「無回答」を除く

[R7]

どちらかといえばそう思わない  
15.4%(189)



[前回調査(R2)]



質問項目と回答者本人や家族の状況とのクロス集計

項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計		
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	
本人	要介護・障害等がある	17	10.8%	30	19.0%	12	7.6%	20	12.7%	67	42.4%	12	7.6%	158	100.0%
	障害等はない	93	8.4%	257	23.2%	177	16.0%	114	10.3%	430	38.9%	35	3.2%	1106	100.0%
	無回答	3	37.5%	1	12.5%	0	0.0%	1	12.5%	3	37.5%	0	0.0%	8	100.0%
家族	要介護・障害等がある家族がいる	23	8.1%	85	29.9%	39	13.7%	31	10.9%	93	32.7%	13	4.6%	284	100.0%
	未就学児・小学生の子どもがいる	25	11.3%	53	23.9%	42	18.9%	25	11.3%	74	33.3%	3	1.4%	222	100.0%
	いずれも当てはまらない	64	8.3%	154	19.9%	114	14.7%	79	10.2%	332	42.9%	30	3.9%	773	100.0%
	無回答	2	6.7%	6	20.0%	4	13.3%	4	13.3%	11	36.7%	3	10.0%	30	100.0%

どのようなところが整っていると感じるか

- ・自分がサービスを利用し、ありがたいと思っているから
- ・人口の割には、医療機関は多い方だと思うから
- ・往診や休日診療、訪問リハビリの体制があるから
- ・子ども医療費助成制度、妊産婦医療費助成制度などお世話になっているから

どうすればよくなると思うか

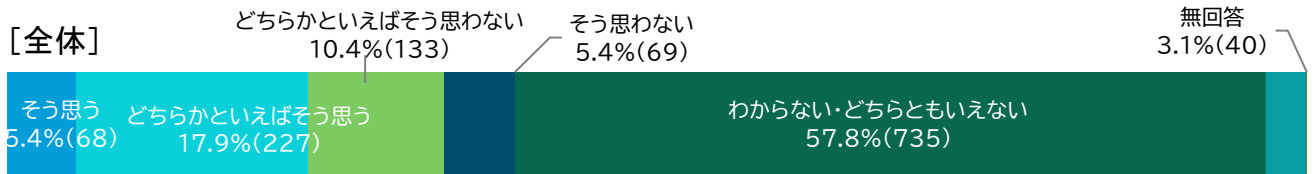
- ・サービスは整っているが、それを知らない人が多い
- ・医療機関が特定の地区に集中し、不便な地区がある。医療機関の集約や立地場所の策定、医学部学生の就職場所の確保が重要。総合病院の存続・設置
- ・休日診療所が込み合っている。休日診療機関の拡大
- ・待ち時間の軽減や医療機関が近くにない人のためのリモート診療の普及

調査結果

- ・「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は合わせて 32.7%で、前回調査と比べて 2.5 ポイント減少した。
- ・「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人はあわせて 26.4%で、前回調査と比べて 5.4 ポイント増加した。
- ・回答者の状況別では、障害等がある家族がいる人及び子どもがいる人では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は、全体の割合より多くなっている。

問9 市の施設は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	68	5.4%	227	17.9%	133	10.4%	69	5.4%	735	57.8%	40	3.1%	1,272	100.0%



前回調査 (R2) との比較 ※R2 調査と比較するため「無回答」を除く



質問項目と回答者本人や家族の状況とのクロス集計

項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
本人														
要介護・障害等がある	18	11.4%	18	11.4%	14	8.9%	15	9.5%	82	51.9%	11	7.0%	158	100.0%
障害等はない	48	4.3%	207	18.7%	119	10.8%	53	4.8%	650	58.8%	29	2.6%	1,106	100.0%
無回答	2	25.0%	2	25.0%	0	0.0%	1	12.5%	3	37.5%	0	0.0%	8	100.0%
家族														
要介護・障害等がある家族がいる	19	6.7%	60	21.1%	32	11.3%	17	6.0%	147	51.8%	9	3.2%	284	100.0%
未就学児・小学生の子どもがいる	9	4.1%	54	24.3%	21	9.5%	15	6.8%	122	55.0%	1	0.5%	222	100.0%
いずれも当てはまらない	41	5.3%	116	15.0%	81	10.5%	34	4.4%	472	61.1%	29	3.8%	773	100.0%
無回答	3	10.0%	7	23.3%	2	6.7%	5	16.7%	11	36.7%	2	6.7%	30	100.0%

どのようなところが快適に利用できていると感じるか

- ・バリアフリー化が進んでいるから (スロープ、洋式トイレ、手すり、エレベーター)。新しい施設は良くなっている
- ・サポートしてくれる人がいて、親切にしてくれるから
- ・必要最低限の設備が整っているから
- ・自分に障害があるが安全に利用できているから

どうすればよくなると思うか

- ・どこへ行っても階段があり、スロープのある場所が遠い。スロープの整備が必要である
- ・トイレが洋式化されていない
- ・手続きの待ち時間が長い。簡単な事前予約などでスムーズな窓口対応が必要である
- ・「安全で快適」は個々人で感じ方が違う。ケースや諸事情をきちんとケア出来る体制づくりが不可欠
- ・点検と計画的な整備が必要。施設の老朽化が進み、修繕せずに放置されている所がある

調査結果

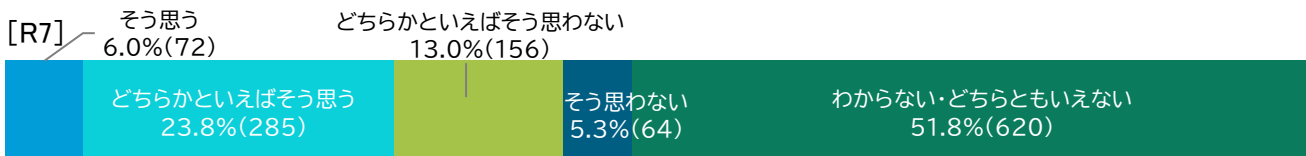
- ・「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は合わせて 27.9%で、前回調査と比べて 1.8 ポイント増加した。
- ・「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人はあわせて 16.3%で、前回調査と比べて 2.6 ポイント減少した。
- ・「わからない・どちらともいえない」と回答した人は 59.6%で、前回調査と比べて 4.5 ポイント増加した。

問 10 民間の施設（病院、社会福祉施設、商業施設など）は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

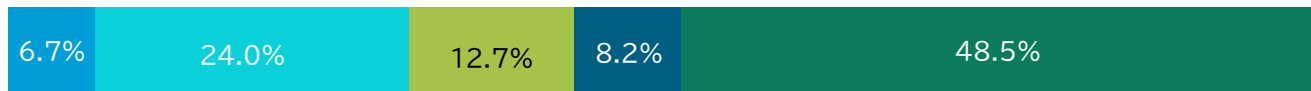
項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	72	5.7%	285	22.4%	156	12.3%	64	5.0%	620	48.7%	75	5.9%	1,272	100.0%



前回調査 (R2) との比較 ※R2 調査と比較するため「無回答」を除く



[前回調査 (R2)]



質問項目と回答者本人や家族の状況とのクロス集計

	項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
本人	要介護・障害等がある	17	10.8%	27	17.1%	18	11.4%	10	6.3%	67	42.4%	19	12.0%	158	100.0%
	障害等はない	55	5.0%	257	23.2%	135	12.2%	53	4.8%	551	49.8%	55	5.0%	1,106	100.0%
	無回答	0	0.0%	1	12.5%	3	37.5%	1	12.5%	2	25.0%	1	12.5%	8	100.0%
家族	要介護・障害等がある家族がいる	24	8.5%	76	26.8%	44	15.5%	12	4.2%	106	37.3%	22	7.7%	284	100.0%
	未就学児・小学生の子どもがいる	10	4.5%	62	27.9%	21	9.5%	9	4.1%	118	53.2%	2	0.9%	222	100.0%
	いずれも当てはまらない	40	5.2%	150	19.4%	85	11.0%	41	5.3%	405	52.4%	52	6.7%	773	100.0%
	無回答	2	6.7%	5	16.7%	8	26.7%	4	13.3%	9	30.0%	2	6.7%	30	100.0%

どのようなところが快適に利用できていると感じるか

- ・バリアフリー化が進んでいるように感じるから（多目的トイレ、スロープ、駐車場、段差の解消）
- ・施設の人に声をかけると、困ったことに対して協力してもらえるから
- ・トイレや非常口などの看板が目につきやすいところに設置されているから
- ・掃除が行き届いているから

どうすればよくなると思うか

- ・バリアフリー化されていないところがある（スロープ、手すり、駐車場の整備）
- ・利用する人の意識改革が必要である（健常者の障害者用駐車場への駐車、助け合い）
- ・高齢者や障害のある人への配慮が必要である（キャッシュレス決済、セルフレジ、無人受付などの使用が難しい）

調査結果

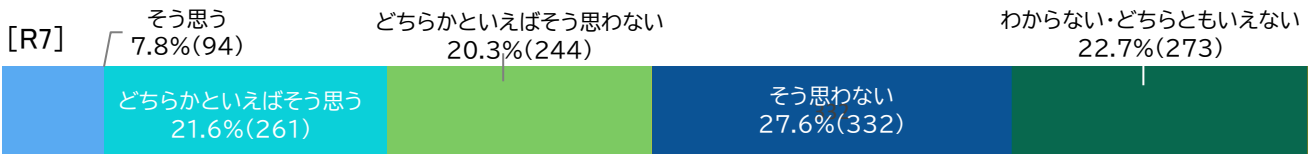
- ・「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は合わせて 29.8%で、前回調査と比べて 0.9 ポイント減少した。
- ・「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人はあわせて 18.3%で、前回調査と比べて 2.6 ポイント減少した。
- ・「わからない・どちらともいえない」と回答した人は 51.8%で、前回調査と比べて 3.3 ポイント増加した。

問 11 あなたの住宅は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に生活できる住宅だと思いますか。

項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう 思わない		そう思わない		わからない・どちらとも いえない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	94	7.4%	261	20.5%	244	19.2%	332	26.1%	273	21.5%	68	5.3%	1,272	100.0%



前回調査 (R2) との比較 ※R2 調査と比較するため「無回答」を除く



[前回調査 (R2)]



質問項目と回答者本人や家族の状況とのクロス集計

項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう 思わない		そう思わない		わからない・どちらとも いえない		無回答		合計		
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	
本人	要介護・障害等がある	21	13.3%	28	17.7%	23	14.6%	33	20.9%	37	23.4%	16	10.1%	158	100.0%
	障害等はない	72	6.5%	230	20.8%	220	19.9%	298	26.9%	235	21.2%	51	4.6%	1,106	100.0%
	無回答	1	12.5%	3	37.5%	1	12.5%	1	12.5%	1	12.5%	1	12.5%	8	100.0%
家族	要介護・障害等がある家族がいる	26	9.2%	69	24.3%	62	21.8%	63	22.2%	47	16.5%	17	6.0%	284	100.0%
	質問項目と回答者本人や家族の状	14	6.3%	46	20.7%	44	19.8%	60	27.0%	56	25.2%	2	0.9%	222	100.0%
	いずれも当てはまらない	58	7.5%	149	19.3%	139	18.0%	207	26.8%	172	22.3%	48	6.2%	773	100.0%
	無回答	1	3.3%	7	23.3%	6	20.0%	7	23.3%	6	20.0%	3	10.0%	30	100.0%

どのようなところが快適に生活できていると感じるか

- ・不便を感じていないから
- ・設計の段階からバリアフリー化しているため
- ・リフォームしてバリアフリー化したため
- ・近所や町内会からの声かけもあり安心していられる

どうすればよくなると思うか

- ・スロープ、段差の解消、手すりの設置など、バリアフリー対応の住宅にしたいが、費用がかかる。補助金のPRが必要である。
- ・雪掘り、屋根の雪下ろし等が大変。支援が必要である。

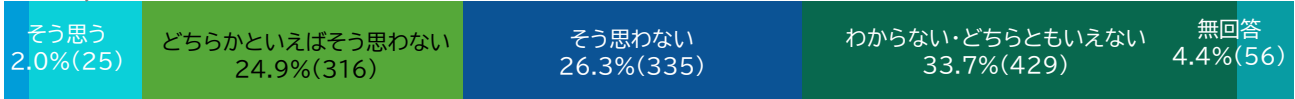
調査結果

- ・「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は合わせて 29.4%で、前回調査と比べて 2.8 ポイント増加した。
- ・「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人はあわせて 47.9%で、前回調査と比べて 4.1 ポイント減少した。

問 12 歩道や道路は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

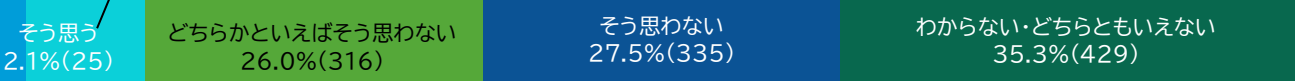
項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	25	2.0%	111	8.7%	316	24.9%	335	26.3%	429	33.7%	56	4.4%	1,272	100.0%

[全体] どちらかといえばそう思う  
8.7%(111)



前回調査 (R2) との比較 ※R2 調査と比較するため「無回答」を除く

[R7] どちらかといえばそう思う  
9.1%(111)



[前回調査 (R2)]



質問項目と回答者本人や家族の状況とのクロス集計

	項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
本人	要介護・障害等がある	8	5.1%	15	9.5%	31	19.6%	36	22.8%	56	35.4%	12	7.6%	158	100.0%
	障害等はない	17	1.5%	95	8.6%	283	25.6%	298	26.9%	370	33.5%	43	3.9%	1,106	100.0%
	無回答	0	0.0%	1	12.5%	2	25.0%	1	12.5%	3	37.5%	1	12.5%	8	100.0%
家族	要介護・障害等がある家族がいる	8	2.8%	29	10.2%	80	28.2%	69	24.3%	81	28.5%	17	6.0%	284	100.0%
	未就学児・小学生の子どもがいる	3	1.4%	23	10.4%	64	28.8%	58	26.1%	74	33.3%	0	0.0%	222	100.0%
	いずれも当てはまらない	15	1.9%	59	7.6%	170	22.0%	210	27.2%	279	36.1%	40	5.2%	773	100.0%
	無回答	0	0.0%	2	6.7%	10	33.3%	9	30.0%	8	26.7%	1	3.3%	30	100.0%

どのようなところが快適に利用できていると感じるか

- ・公道等、日常の生活に不自由な面が少ないから
- ・大きい道路にはほとんど歩道が設置されており、安全な通行ができるから
- ・大通りは、高齢者や障害のある人が安全に横断できる点字ブロックや音での誘導が完備されているから
- ・歩道の設置も増えているため、安全性は向上していると思うから
- ・点字ブロック、見やすい信号機、広い歩道などがあるから

どうすればよくなると思うか

- ・歩道（雁木含む）が狭く、段差やでこぼこがあり、整備が必要である
- ・歩道がないところが多い。ガードレールがついていないところもあり、整備が必要である
- ・通行が困難な場合は、ほかの人の助けが必要である
- ・車を運転する人も歩行者を意識して運転することが必要である
- ・夜間照明を増やす

調査結果

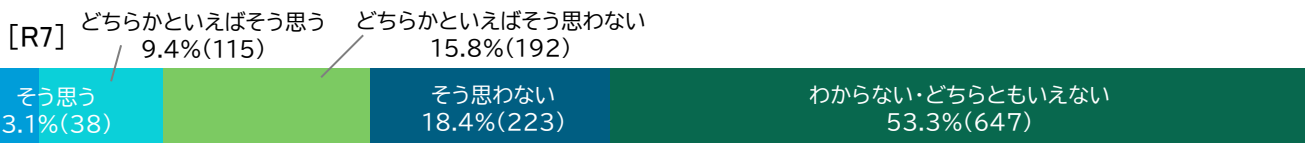
- ・「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は合わせて 11.2%で、前回調査と比べて 1.0 ポイント減少した。
- ・「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人はあわせて 53.5%で、前回調査と比べて 1.3 ポイント減少した。

問 13 鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	38	3.0%	115	9.0%	192	15.1%	223	17.5%	647	50.9%	57	4.5%	1,272	100.0%



前回調査 (R2) との比較 ※R2 調査と比較するため「無回答」を除く



[前回調査 (R2)]



質問項目と回答者本人や家族の状況とのクロス集計

項目	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらかといえばそう思わない		そう思わない		わからない・どちらともいえない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
本人 要介護・障害等がある	12	7.6%	16	10.1%	17	10.8%	24	15.2%	79	50.0%	10	6.3%	158	100.0%
本人 障害等はない	26	2.4%	97	8.8%	173	15.6%	199	18.0%	564	51.0%	47	4.2%	1,106	100.0%
本人 無回答	0	0.0%	2	25.0%	2	25.0%	0	0.0%	4	50.0%	0	0.0%	8	100.0%
家族 要介護・障害等がある家族がいる	13	4.6%	26	9.2%	54	19.0%	48	16.9%	127	44.7%	16	5.6%	284	100.0%
家族 未就学児・小学生の子どもがいる	3	1.4%	31	14.0%	32	14.4%	41	18.5%	113	50.9%	2	0.9%	222	100.0%
家族 いずれも当てはまらない	23	3.0%	61	7.9%	106	13.7%	134	17.3%	410	53.0%	39	5.0%	773	100.0%
家族 無回答	0	0.0%	2	6.7%	6	20.0%	7	23.3%	13	43.3%	2	6.7%	30	100.0%

どのようなところが快適に利用できていると感じるか

- ・ノンステップのバスは乗りやすいから
- ・乗合タクシーが利用できることは便利
- ・優先席が常設されているから
- ・公共交通機関は、スタッフが寄り添ってくれて、手助けをしてくれるから
- ・手すりやスロープ、音声でのアナウンスが増えてきているから

どうすればよくなると思うか

- ・バスの本数が少ない。車両を小型化し、本数を増やしてはどうか
- ・バスや電車の IT 化が進んで手続きと操作が難しい
- ・バスの乗降口のステップが高いため、高齢者等の乗降が難しい。ノンステップのバスを導入してほしい
- ・車椅子の人の移動手段確保のため、福祉タクシーの整備が必要である

調査結果

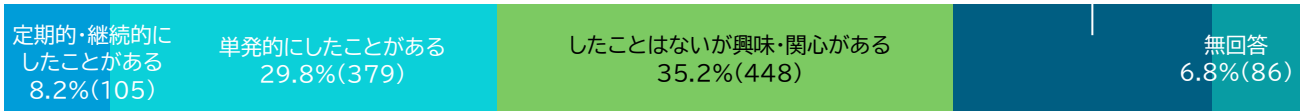
- ・「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人は合わせて 12.5%で、前回調査と比べて 2.2 ポイント増加した。
- ・「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人はあわせて 34.2%で、前回調査と比べて 1.6 ポイント減少した。

問 14 あなたは、ボランティアをしたことがありますか。

項目	定期的・継続的にしたことがある		単発的にしたことがある		したことはないが興味・関心がある		したこともないし興味・関心もない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	105	8.2%	379	29.8%	448	35.2%	254	20.0%	86	6.8%	1,272	100.0%

[全体]

したこともないし興味・関心もない  
20.0%(254)



[前回調査(R2)]



調査結果

- ・「定期的・継続的にしたことがある」「単発的にしたことがある」と回答した人は合わせて 38.0%で、前回調査と比べて 3.2 ポイント減少した。
- ・「ボランティアをしたことはないが興味・関心がある」人は 35.2%で、前回調査と比べて 2.3 ポイント減少した。
- ・「したこともないし興味・関心もない」と回答した人は 20.0%で、前回調査と比べて 1.8 ポイント増加した。

問 15 あなたは、災害時にどのように行動すればよいか知っていますか。

項目	知っている		どちらかといえば知っている		どちらかといえば知らない		知らない		無回答		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
全体	225	17.7%	667	52.4%	256	20.1%	52	4.1%	72	5.7%	1,272	100.0%

[全体]

知らない  
4.1%(52)

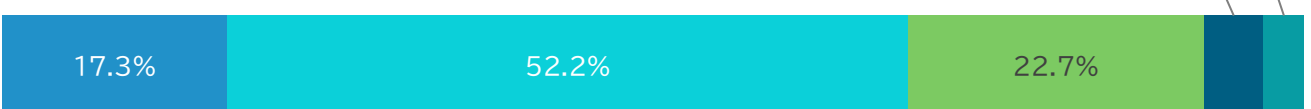
無回答  
5.7%(72)



[前回調査(R2)]

4.6%

3.1%



調査結果

- ・「知っている」「どちらかといえば知っている」と回答した人は合わせて 70.1%で、前回調査と比べて 0.6 ポイント増加した。
- ・「どちらかといえば知らない」「知らない」と回答した人は合わせて 24.2%で、前回調査と比べて 3.1 ポイント減少した。

## 外国籍の人を対象としたアンケート調査結果(速報版)

## ■調査の概要

期 間	令和7年11月28日から12月22日まで
対 象 者	令和7年10月1日時点で住民登録されている18歳以上の外国籍の市民1,000人 (無作為抽出)
調査方法	調査票を郵送で配布し、オンラインまたは郵送で回答
回 収 数	502件(うち、オンライン回答169件) 有効回答率 50.2%

## ■調査結果の注意事項

- ・調査結果の数値を割合(%)で表示する場合の母数を図表では「n」と表示している。特段記載がない場合は、本調査の有効回答数502を母数とする。
- ・割合(%)は小数点以下第2を四捨五入して表示しているため、割合の合計は必ずしも100%でない場合がある。

## ■回答者の状況

## ○年代別男女別回答者数

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	無回答	計
女	2	40	68	92	48	29	13	5	0	297
男	3	51	74	43	12	6	8	2	1	200
答えない	0	0	3	1	0	1	0	0	0	5
計	5	91	145	136	60	36	21	7	1	502

## ○地域別男女別回答者数

	合併前上越市	13区	無回答	計
女	128	161	8	297
男	107	91	2	200
答えない	2	2	1	5
計	237	254	11	502

## ○国籍別回答者数

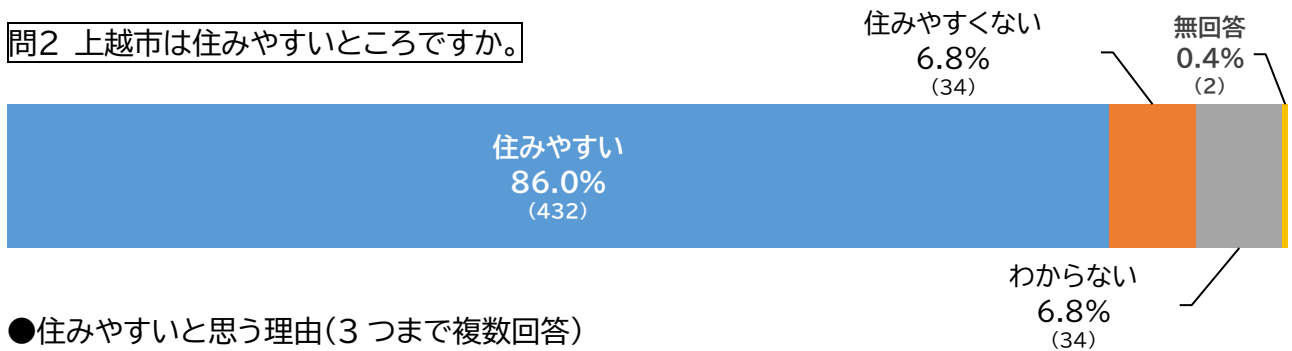
	フィリピン	中国	ベトナム	韓国	インドネシア	その他	計
計	227	67	54	38	32	84	502

問1 どのくらい上越市に住んでいますか。

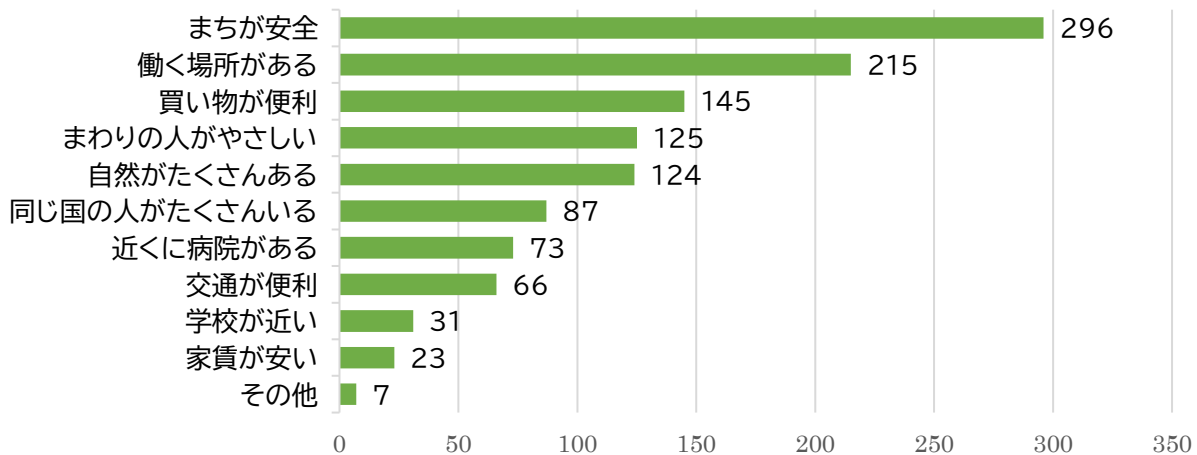


・71.3%が、日本に住んでいる年数が10年未満で、30年以上住んでいる人は10%に満たない。

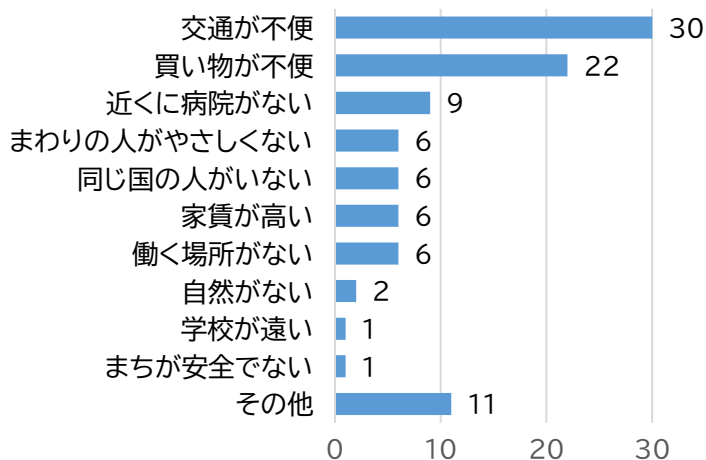
問2 上越市は住みやすいところですか。



●住みやすいと思う理由(3 つまで複数回答)



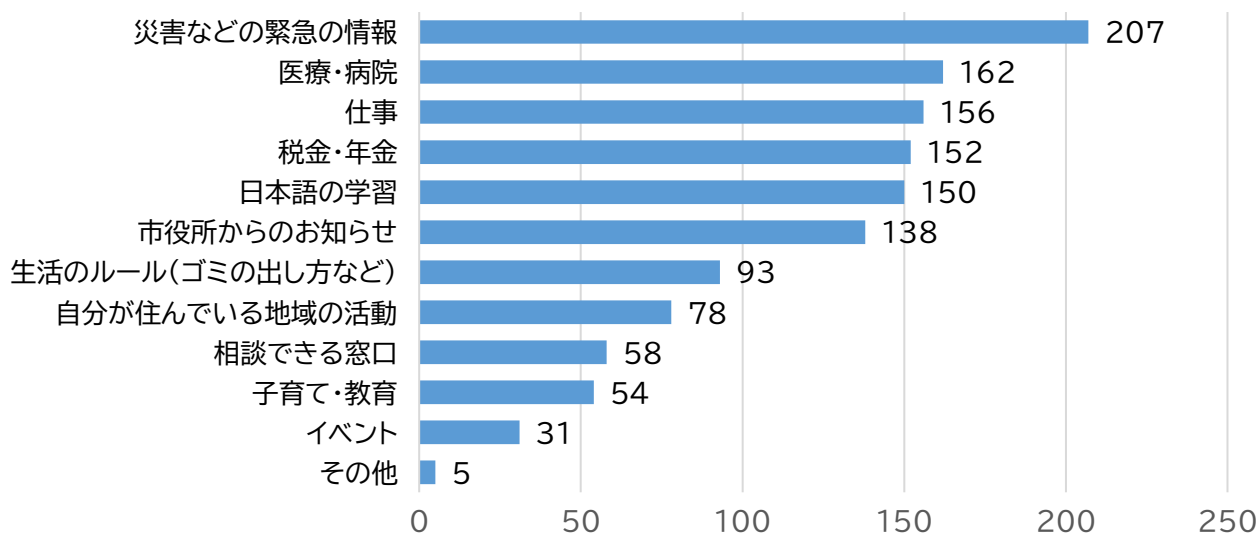
●住みにくいと思う理由(3 つまで複数回答)



その他のうち、主なもの：天候が悪い(雪が多い、寒い)(8)、駅や中心部から遠い(2)

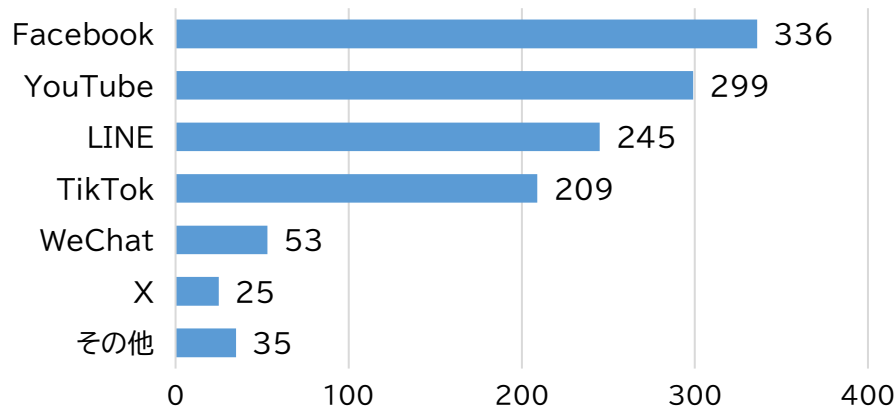
・86.0%の人が、上越市は安全で住みやすいと感じている一方、住みにくいと思う人は、交通や買い物が不便と感じている。

問3 いつもの生活の中で特に必要な情報はどれですか。(3つまで回答可)



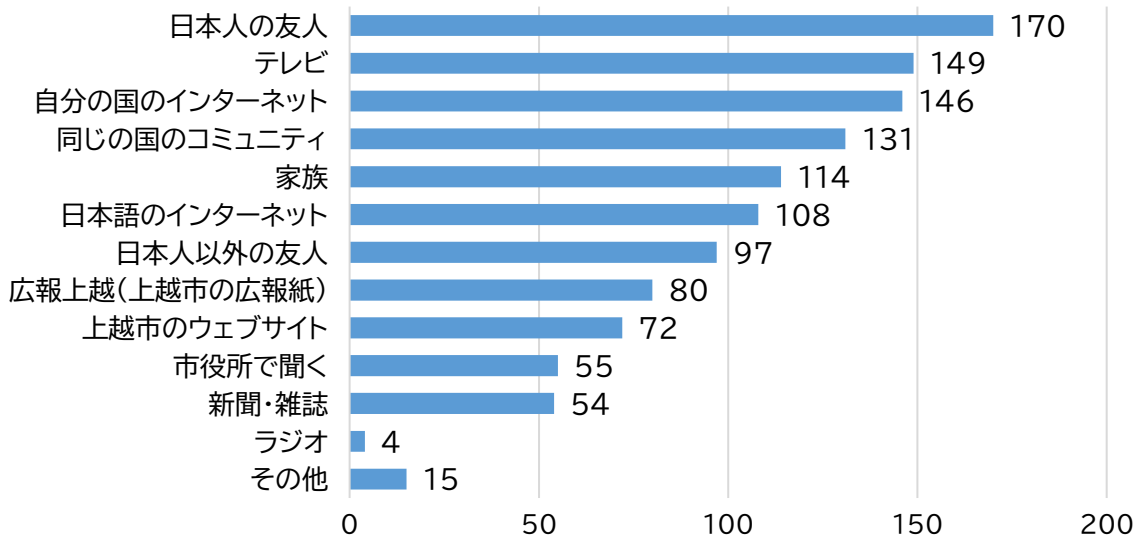
・日常生活で必要な情報として、「災害などの緊急の情報」が最も多く、次いで、「医療・病院」、「仕事」、「税金・年金」、「日本語の学習」となっている。

問4 いつも使っている SNS は何ですか。(あてはまるもの全て回答)



・普段、使用する SNS として「Facebook」が最も多く、次いで、「YouTube」、「LINE」となっている。

問5 SNS のほかに必要な情報をどこから手に入れていますか。(3 つまで回答可)



その他のうち、主なもの： 職場(6)、登録支援機関、町内会、回覧板、JOIN (1)

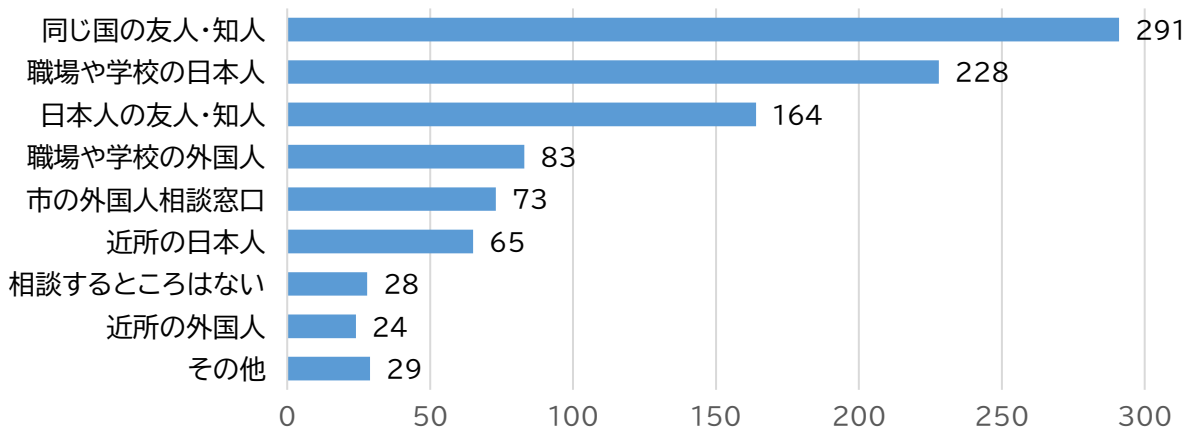
・SNS 以外に情報を得る方法として、「日本人の友人」が最も多く、次いで、「テレビ」、「自分の国のインターネット」、「同じ国のコミュニティ」と続いている。

問6 市の外国人相談窓口を知っていますか。



・半数以上の人々が、市が開設している外国人相談窓口を知らない。

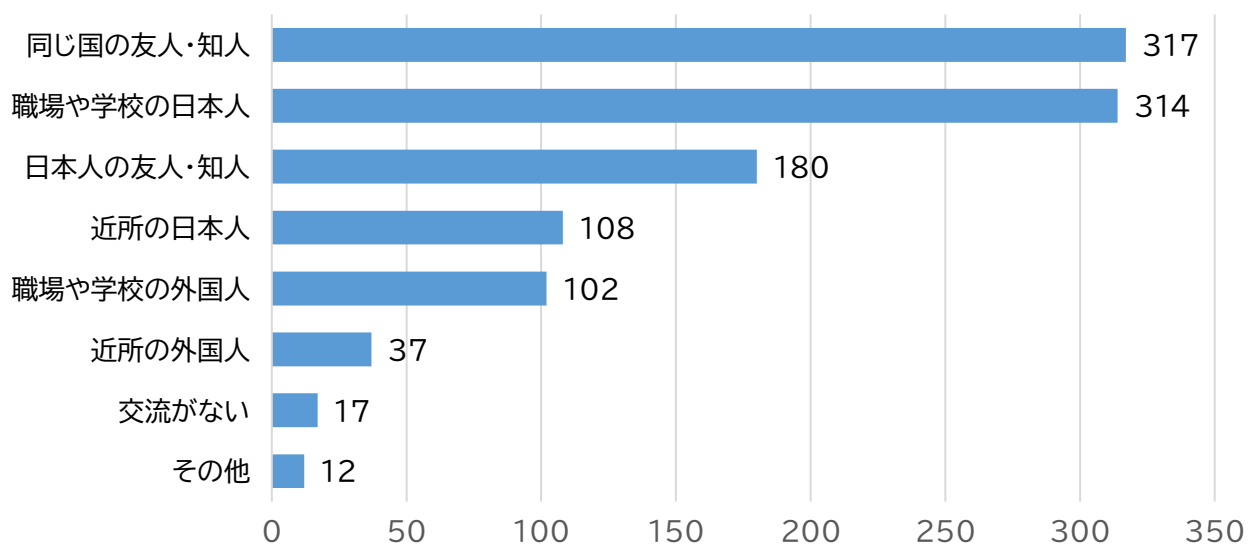
問7 いつもの生活で困ったことがあった場合、相談する人や相談するところはありますか。(あてはまるもの全て回答)



その他のうち、主なもの： 家族(18)、登録支援機関(3)、市役所、会社、税理士(1)

・生活で困ったことを相談する相手としては、「同じ国の友人・知人」が最も多く、次いで、「職場や学校の日本人」、「日本人の友人・知人」となっている。

問8 いつもどのような人と交流がありますか。(あてはまるもの全て回答)

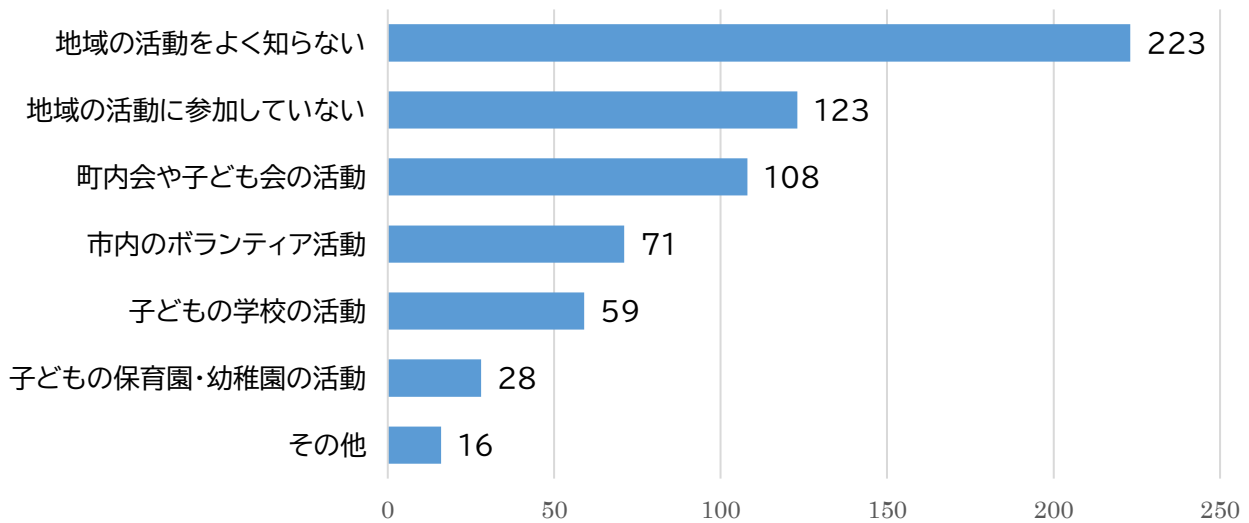


問9 日本人と交流したいと思いますか。



・80.7%の人が、日本人と交流したいと思っている。

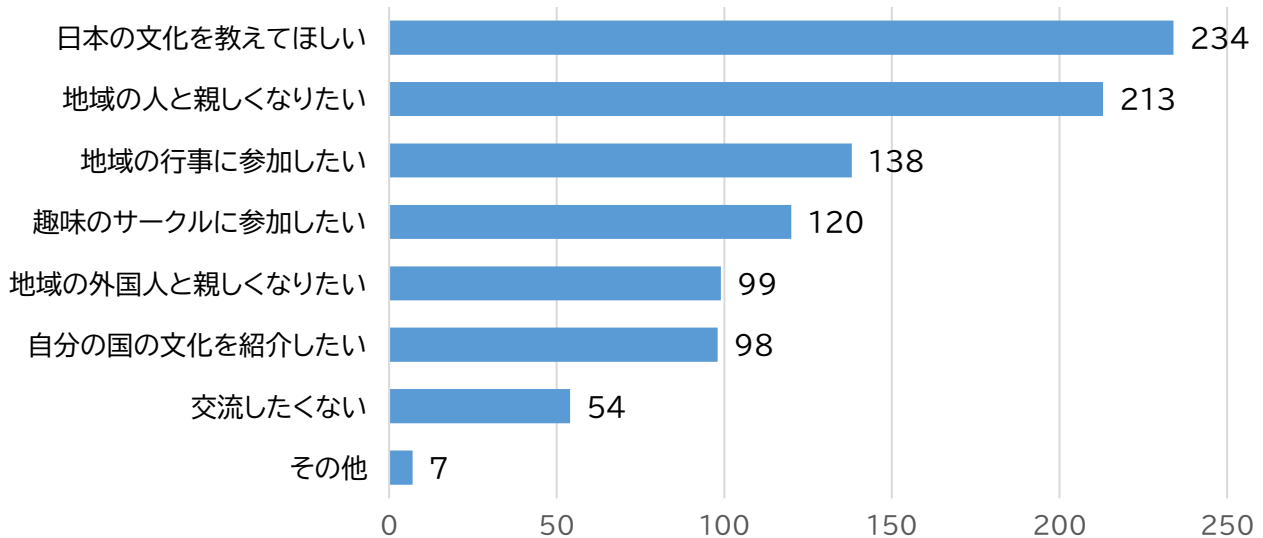
問 10 地域の活動に参加していますか。(あてはまるもの全て回答)



その他のうち、主なもの： 防災訓練(1)、職場で声が掛かった活動(1)、スポーツ活動(1)

・地域の活動への参加については、「地域の活動をよく知らない」が最も多く、次いで、「地域の活動に参加していない」となっている。

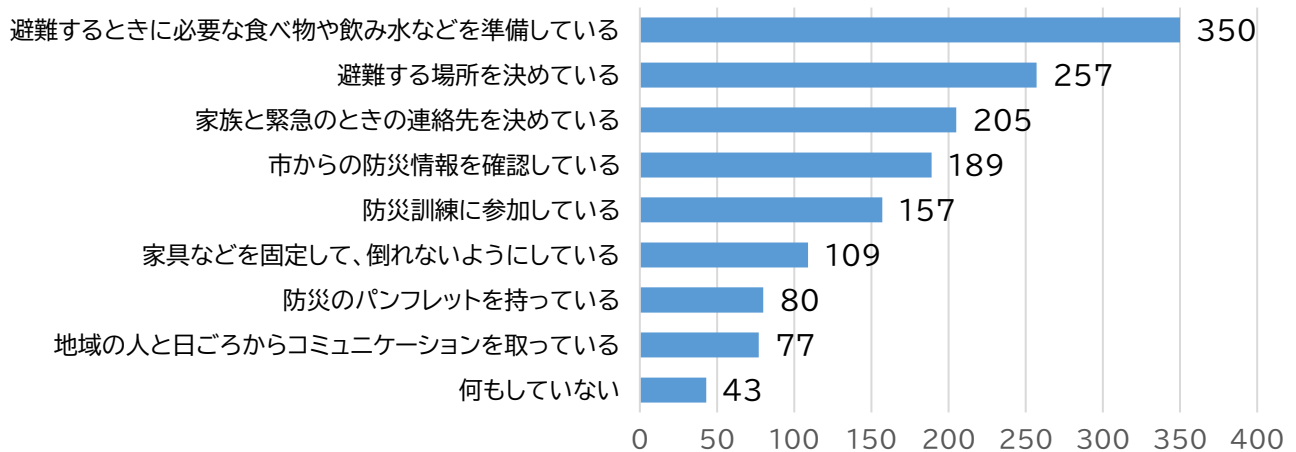
問 11 地域でどのような交流をしたいですか。(あてはまるもの全て回答)



その他のうち、主なもの： 災害時の助け合い (1)

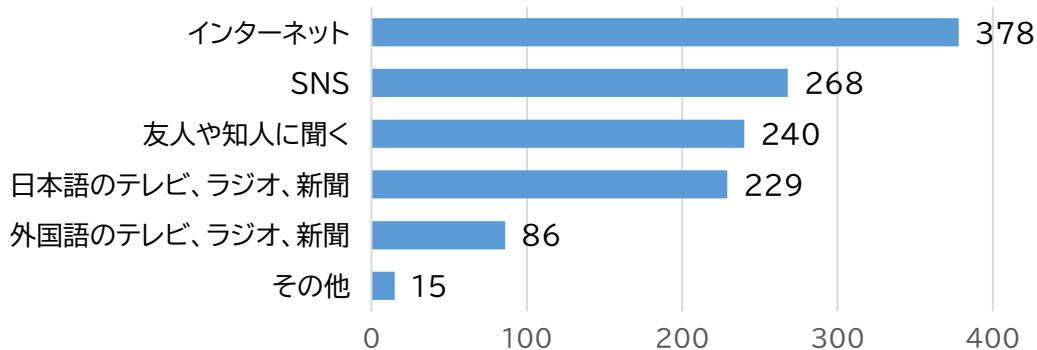
・地域で行いたい交流としては、「日本の文化を教えてほしい」が最も多く、次いで、「地域の人と親しくなりたい」となっている。

問 12 災害が起きた時のために準備しているものはありますか。(あてはまるもの全て回答)



・災害が起きた時のために準備をしているものとしては、「避難するときに必要な食べ物や飲み水などを準備している」が最も多い。

問 13 災害が起きたときにどのように情報を手に入れていますか。(あてはまるもの全て回答)



その他のうち、主なもの： 家族 (5)、職場の人(2)、登録支援機関(1)、携帯の緊急速報(1)

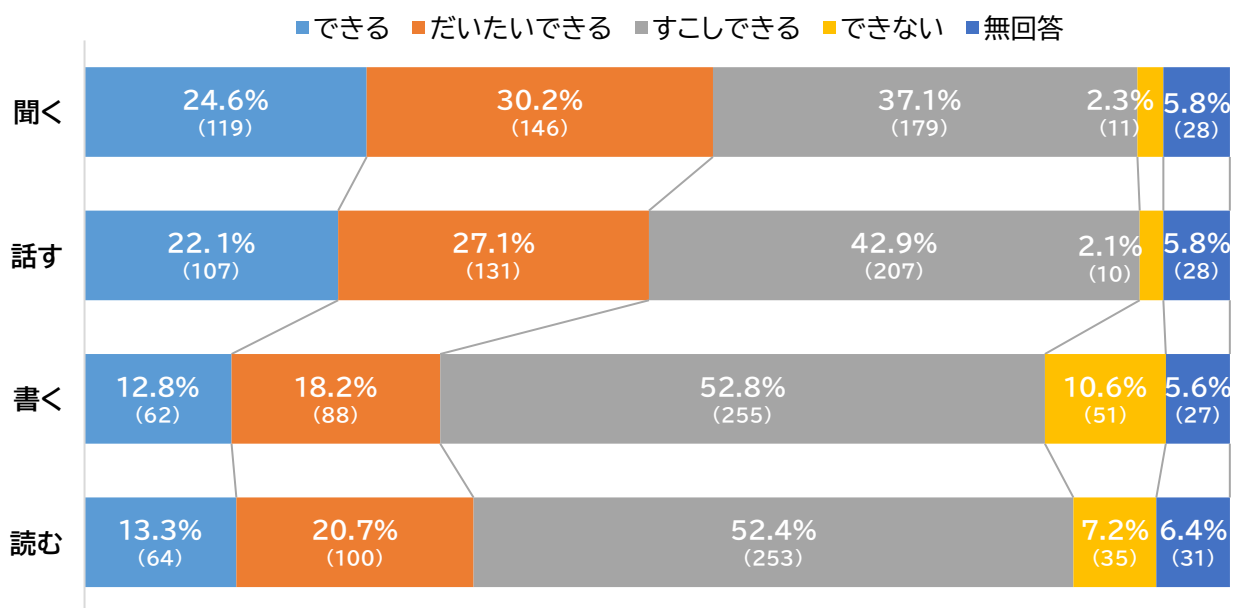
・災害が起きた時の情報手段としては、「インターネット」がもっとも多く、次いで、「SNS」、「友人や知人に聞く」となっている。

問 14 地震などが起きたときに逃げる場所(避難所)を知っていますか。(あてはまるもの全て回答)

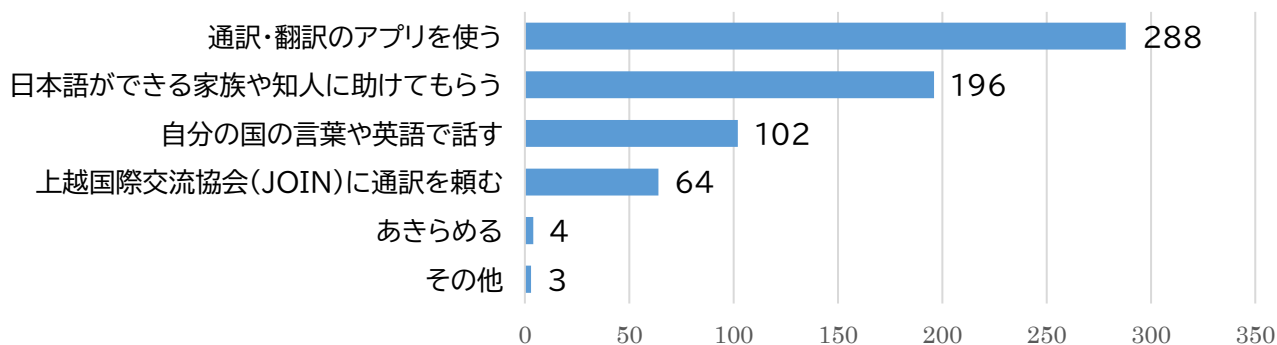


・地震などが起きた時の避難場所は、74.3%の人が知っている。

問 15 あなたはどのくらい日本語ができますか。(特別永住者を除く n=483)



→(すこしできる又はできないと回答した人)日本語がわからない時はどうしますか。  
(あてはまるもの全て回答)



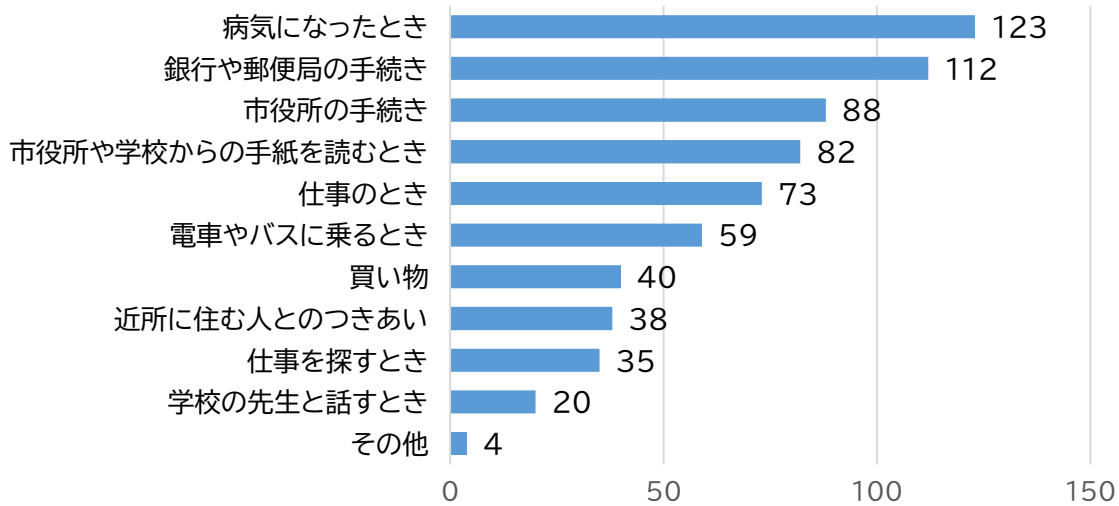
その他のうち、主なもの : 勉強する (1)

・「聞く」、「話す」について、「できない」と回答した人は、それぞれ、2.3%、2.1%であり、日本語での会話が全くできない人は少ない状況である。

問 16 あなたは日本語がわからなくて困ったことがありますか。



→(困ったことがある人) 困ったことは何ですか。(あてはまるもの全て回答)



その他のうち、主なもの： 病院 (1)、家族との会話(1)

・半数の人が、日本語が分からず困った経験がある。困ったこととして、「病気になったとき」が最も多く、次いで、「銀行や郵便局の手続き」、「市役所の手続き」となっている。